

平成20年第3回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成20年9月9日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 2時40分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(20名)

副議長	1番	池田 亨 君	3番	伊藤 隆雄 君
	4番	井上 久嗣 君	5番	丹 正 臣 君
	6番	粥川 章 君	7番	小池 浩美 君
	8番	柿崎 由美子 君	9番	平野 洋一 君
	11番	遠山 昭二 君	12番	岡崎 治夫 君
	13番	谷口 隆徳 君	14番	山田 道行 君
	15番	田宮 正秋 君	16番	斉藤 昇 君
	17番	山居 忠彰 君	18番	牧野 勇司 君
	19番	菅原 清一郎 君	20番	中村 稔 君
	21番	神田 壽昭 君	議長	22番 岡田 久俊 君

出席説明員

市 長	田 効子 進 君	副 市 長	相 山 慎 二 君
副 市 長	瀧 上 敬 司 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	鈴 木 久 典 君
市民部長	有 馬 芳 孝 君	保健福祉部長	宮 澤 勝 己 君
経済部長	相 山 佳 則 君	建設水道部長	土 岐 浩 二 君
朝日総合支所長	城 守 正 廣 君	総務部次長兼 財政課長(併) 選挙管理委員会 事務局 次長	三 好 信 之 君

市立病院院長 吉田博行君

教育委員会会長 佐々木正雄君

教育委員会会長 安川登志男君

教育委員会会長 辻正信君

農業委員会会長 松川英一君

農業委員会会長 伊藤暁君

監査委員 三原紘隆君

監査委員局長 谷口春三君

事務局出席者

議事事務局局長 辻本幸慈君

議事事務局局長 藤田功君

議事事務局幹事 浅利知充君

議事事務局幹事 中井聖子君

議事事務局幹事 岡村慎哉君

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

議長(岡田久俊君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は14名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

6番 粥川 章議員。

6番(粥川 章君)(登壇) ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い一般質問を行います。

最初に、生産性向上に向けた農業振興策について伺いたいと思います。

原油の高騰に起因する肥料、燃油、飼料を初め生産資材の高騰と加えてWTO、EPA・FTA交渉が先行き不透明なことなどから、今、農業者は来年の営農に向けて大きな不安と危機感を感じています。生産資材高騰が、来年、士別市農家経営に与える影響は、どのくらいと試算されるのでしょうか。

こうした農業現場の窮状を訴える集会在、道内各地はもとより全国各地で開催され、国への支援を訴えていますが、現在の世界的な資源の高騰の背景には、中国やインドなど新興国の経済発展による需要の増加という一時的でない要因があることなどから、今後は緊急的な対応とあわせて、中長期的な視点に立って輸入原料にすべてを依存しない生産体制への転換を図ることが不可欠と考えます。

士別市では本年度から24年度までを第1期計画とした農業・農村活性化計画を策定し、士別市農業の現状と課題を提起して課題解決への計画が組まれていますが、その中でも最大の目標である収量アップに向けた農業アドバイザーの助言に基づいた取り組みがなされており、これらを実現するために暗渠排水を初めとする土地改良や特に堆肥の更なる増産が緊急の課題であり、既存の「めぐみ野士別」での完熟堆肥生産とあわせ、本年度からスタートした畜産環境整備事業での堆肥生産に期待が寄せられています。

そこでお尋ねしたいことは、今後、士別市内において最大どの程度の堆肥生産が見込まれるのか。また、従来市外から搬入されていた堆肥についても今後不足が懸念されますことから、

これらの対応についても考えをお示しいただきたいと思うのであります。

更に堆肥施用による化成肥料の施肥量を減らし、コスト削減に役立てる観点に立ちまして、この地方における「減肥マニュアル」を作成する必要があると考えますが、市の御所見をお伺いいたします。

次に、廃校になりました小学校の今後のあり方についてお尋ねをいたします。

旧朝日町農村地区の小学校でありました壬子、三栄、登和里、茂志利の4校は、児童数の減少とその後の入学児童が見込めないことから、昭和62年から平成6年の間に休校措置がとられ、平成9年3月にそれぞれ廃校になり今日に至っています。学校と地域は相互に深く結びつき、地域活動の拠点でありますことから、体育館は補修が加えられ、現在もスポーツ交流の場として活用されていますが、校舎内外は老朽化が進み、また、一部の校舎の教室においては古い教材や図書、備品等が多数置かれている状態が続いています。これらについて抜本的な整理が必要と思われますが、今後の計画について考えをお聞かせください。

また、校舎については、三栄小学校のように公民分館として利用されているものもあり、ほかの校舎につきましても有効利用し、地域活性化に結びつける期待も残されていますが、廃校になった校舎の今後の方向について市の御見解をお伺いし、私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 粥川議員の御質問にお答えをいたしますが、最初に私から生産性向上に向けた農業振興策について答弁を申し上げまして、廃校になった小学校の今後のあり方につきましては教育委員会から答弁をしていただくようにいたします。

お話にございましたように国際情勢の変化、需給の逼迫などを背景として、原油や鉄鋼などの資源が高騰する中で、生産に欠かすことのできない石油製品を初め飼料や肥料などの生産資材は異常とも言える勢いで価格の上昇を続けており、経営を取り巻く環境は大変厳しい今、状況に置かれております。

そこで、この生産資材の高騰が来年の農家経営に与える影響についてであります。現段階におきまして、すべての影響額を把握することは難しいわけではあります。平成19年度の本市に係る北ひびき農協関連資材の主な実績額23億2,200万円をベースに今年度の上昇率を用いて試算をした額で申し上げますと、肥料につきましては60%アップで5億4,300万円の増、配合飼料が11%で1億300万円、ビニールハウスやフレコンなどの資材で6~10%で2,400万円、更にトラクターやコンバインなどに使用する免税軽油では、19年度の1リットル平均約78円が現在124円80銭と急騰しており60%で1億円の増と、これらの主な資材費の高騰分だけでも約33%、総額7億7,000万円のコスト高と推計されるわけではあります。

これらの試算につきましては、あくまでも生産資材として計上されている範囲であり、実質的な農家への影響は更に大きいと推測されるわけではあります。このような相次ぐ値上がりは経費節減で吸収される範囲を超えている状況にあり、極めて憂慮すべき事態と考えております。

次に、本市が推進している土づくりに向けて欠かすことのできない堆肥の生産見込みについてお尋ねがございました。

市内の畜産農家で飼育されている家畜ふん尿から生産される堆肥の量につきましては、現在の乳牛、肉用牛、馬、豚、羊及び鶏の飼養頭数に基づく試算から放牧やふん尿混合タイプの量を除いて年間約10万8,000トンと推計しており、これらすべてが畜産農家はもとより耕種農家で利活用されているところであります。このうち「めぐみ野土別」などの施設において強制発酵された約2万3,000トンが良質な完熟堆肥として生産をされております。

また、今後の見込みといたしましては、本年度からスタートいたしました畜産環境整備事業などによる乳牛の育成や養豚の施設整備に伴って飼育頭数が増加いたしますことから、新たに約3,000トンの生産増加が見込まれ、このうち良質な完熟堆肥の生産は約2,000トンと見込んでおります。

しかしながら、これらの堆肥の総量約11万1,000トンを本市の全農地面積約1万7,000ヘクタールに散布した場合に10アール当たり0.6トン、牧草を除いて水稲や畑作物の農地約1万3,000ヘクタールに散布した場合でも0.9トンと不足をしているため、北ひびき農協では平成16年度より酪農専業地帯の宗谷方面から年間4,000トン程度を購入しておりますが、宗谷地方におきましても堆肥の利用増加が見込まれることから、数量的には現状維持が限界と伺っているところであります。

このため、現在本市では市全体の畜産農家における家畜ふん尿の利用実態調査を行っており、畜産農家における利用状況や堆肥化に向けた課題などを把握しながら耕種農家との連携を促進するとともに農家から排出されるもみ殻や稲わら、更には生ごみなどのバイオマスの活用など、良質な堆肥の確保に努めてまいらなければならないと考えております。

また、減肥マニュアルの作成についてであります。堆肥施用によって化学肥料を減らし、安全・安心な農産物を生産していくことは、まさに本市農業の目指すところであります。

そこで、過剰な施肥を防ぎ、コストの低減を図るため、農業者みずからが実証し、適正な施肥量を確認するため、現在、しべつ農村塾の取り組みを農業応援アドバイザーの指導のもとで実証しているところでありますので、この実証結果を踏まえて作成してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 辻教育部長。

教育部長（辻 正信君）（登壇） 私からは廃校になりました小学校の今後のあり方の御質問にお答え申し上げます。

平成9年に廃校とした朝日地区4校の校舎内に古い教材や図書、備品も数多く置かれており、その整理についてのお尋ねがありました。

お話のとおり、廃校になって多くの物品が校舎の教室等に残されている状況は確かにございますが、廃校以来、旧朝日町時代から教育委員会において機会を見つけては教材や図書等の整

理をしてきた経過がございます。学校によっては、地域行事に使う用具、器具も含まれておりますが、大半は利活用が不能な物品であり、中には児童用机など数は少ないですが使用可能なものもありますが、古いテレビなどの廃棄に経費のかかる家電製品もありますことから、今後、早い時期に不用品の選別や廃棄など整理に努めてまいりたいと考えております。

次に、旧朝日地区の廃校になりました4校の小学校校舎の今後のあり方についてであります。旧三栄小学校につきましては、地区の公民館分館として整備し、使用いたしており、今後におきましても地域活動の拠点として活用してまいります。

旧壬子小学校につきましては、現在、まなべー内の朝日町郷土資料室の郷土資料の主に農機具の収蔵施設として活用しており、加えて地域の運動会や行事等の用器具の保管場所として、更に体育館はゲートボール等の軽スポーツ施設として利用しているところでございます。

旧登和里小学校につきましては、一つの教室を廃校当時の教室にそのまま保存しながら、他の教室には壬子、三栄、茂志利及び登和里小学校児童の作品や教材、教具の収蔵展示施設として活用が図られており、体育館、廊下等は室内パークゴルフへ利用されているところであります。

また、旧茂志利小学校につきましては、市立博物館資料の古い農機具などの収蔵施設として活用されておりますが、10月中にはこれらの資料を旧壬子小学校へ移し、校舎については老朽化も進んでおりますので、解体も含め地域とよく協議をしてまいりたいと考えております。

なお、体育館につきましては、現在も地域の軽スポーツ等の活用もあり、地域から存続の要望もありますので、当面は存続の方向で進めてまいりたいと考えております。

ただいま申し上げましたように、廃校になった旧小学校につきましては、それぞれの地域活動の拠点として、あるいは郷土資料等の保管場所として活用しておりますが、全体的に老朽化が進んでいる現状もありますので、今後、地域とどのような管理をしていくのかも含め、地域とも十分協議を進めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして御答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 18番 牧野勇司議員。

18番（牧野勇司君）（登壇） 2008年第3回定例会に当たり、当面する諸課題について市長の見解をお伺いいたします。

まず、質問の第1点目は、土別市職員の募集についてであります。

平成21年度採用予定の1次試験日は来る9月21日となっており、一般職の倍率は4.2倍と報道されております。本市も財政事情を勘案し、退職不補充の時代が続きましたが、団塊世代の大量退職に伴い、20年度は一般職で18人、そして来年度は10人の募集予定であります。

受験資格は高卒で満年齢20歳、大卒は25歳、また、保健師職25歳、土木技術職27歳、救急救命士は30歳以下となっております。それぞれ年齢制限を設けた理由と根拠をお示してください。

本市の職員は採用になると一般的には定年退職まで働くことのできる終身雇用体制となっております。生涯賃金を1人平均3億円として10人採用すれば30億円の先行投資をすることにな

るのであります。行政の高度化、複雑化から広い視野の職員が必要とされますが、採用時は素材としては優秀であっても職員としての基礎的体力はなく、採用後の人材育成は極めて重要であることから、私は職員の能力向上、発掘のための職員研修の重要性を幾度か提唱してまいりました。

本年度から実施の新市総合計画の基本理念は、地域力を高め、地域力で進めるまちづくりであります。地域力とは、地域で起きている課題を解決する総合力みたいなものであります。そのためには、常に意欲的に市民のために責務を果たそうとする力、つまり職員力の向上は必須の条件であります。

そこで、一般行政職の年代別構成と来年度以降の新規採用予定人数をお知らせください。

昨年の採用時期に市民から、受験資格の年齢制限を弾力的にしてUターン希望者にも資格を与えてほしいとの声が地元紙に掲載されましたが、どう受けとめているのかお伺いいたします。

私は、採用予定人員の多い年は2割程度を民間企業などでの職務経験枠として、年齢制限を引き上げて、例えば35歳あるいは40歳以下として募集してみる価値はあると思うのであります。公務員に薄れがちなコスト意識や企業競争の厳しさなど、民間の幅広い知識、技術、体験をもとに新しい発想で即戦力の職員をUターン希望者も含めて募集することも必要であると考えますが、市長の見解を求めます。

次に、質問の第2点目は、食料自給率向上対策についてお伺いいたします。

国連食糧農業機関の主催する食糧サミットが、去る6月3日から5日、ローマで開催されました。世界の穀物需給が逼迫し、途上国を中心に広がる深刻な食料危機に対処するため、飢餓を撲滅し、あらゆる人への食料確保を約束という宣言が採択されました。

日本も食料自給率を向上させることを世界に宣言したのであります。米を生産調整しながら他国に食料を依存する姿勢は、もう世界では通用しません。宣言を実現してこそ我が国の主張は説得力を持つのであります。

そこで、農水省は先月末、09年度の概算要求をまとめました。それは、新たな食料自給率目標50%の達成に向けた初年度の予算として、水田を有効活用し、米粉、飼料用米や麦、大豆など自給率向上効果が高い戦略作物の増産への支援を前面に掲げたのであります。この作付拡大に交付する水田等有効活用促進対策に526億円を新規に計上し、耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金に新規で230億円が盛り込まれました。

そこで、現在、日本の食料自給率はカロリーベースで40%、北海道は192%で全国一ですが、一番低い東京都は約1%と言われております。土別は何%程度と試算されているのかお知らせください。

次に、耕作放棄地の調査状況と対応策についてお伺いします。

政府は実態把握に向け本格的調査に乗り出しました。市町村と農業委員会が連携し、すべての耕作放棄地を対象に1筆ごとに現地調査を実施し、直ちに耕作が可能な土地、緑、基盤整備後に農業利用すべき土地、黄色、農地に復元して利用することが不可能な土地、赤に3分類し、

地図上に色分けして整理することとなっております。

そこで、本市における実態調査の進捗状況について、加えて現時点での全耕作面積と3分類される放棄地面積についてお知らせください。

また、解消計画の策定とそれを達成するためには国・道の交付金や補助金などが必要不可欠ではありますが、今後の対応策についても、この際お伺いしておきます。

昨年実施されました本市農業経営意向調査結果によると、離農を検討と答えた方は139戸で、そのうち高齢化と後継者不足から離農時期を5年以内と予定されている方は81戸と報告されております。加えて、異常な燃料、生産資材の高騰や市況低迷は農業経営の根幹を揺るがす事態に直面しており、この先行き不透明感から一層離農に拍車がかかり、耕作放棄地が年々増加することが予測されるのでありますが、どのように分析されているのでしょうか。

次に、米粉製品の試作研究についてであります。

世界的な小麦価格の高騰で一躍国産米粉が脚光を浴び、米を粉にしてパンやめん、ケーキなどに使う米粉ビジネスが続々と全国各地で誕生しております。マスコミは米粉用の製粉機やパン焼き機も登場し、すそ野が広がり、百花繚乱の様相になってきたと報じております。全国の学校給食実施校3万1,000校のうち米粉パンを提供した学校数は、この3年で3倍の8,000校に増えました。これは食品への安全・安心ニーズの高まりや地場産米でパンをつくる地産地消の展開、更には食育を進める試みであると言われております。

そこで、市は農業委員会の08年建議、要望に回答されておりますが、私は早期に地元の製パン業者や菓子商組合、製めん業者などと連携し、具体的に米粉製品の試作研究を推進すべきであると考えますが、見解を求めます。

次に、質問の第3点目は国営農地再編整備事業についてであります。

そこで、第1に事業採択の可能性と規模についてお伺いいたします。

行政報告には、来年度からの事業実施に向けて関係各所に出向き、市長が精力的に要請活動を行ったことが示されております。私は事業の概要などについて本年2月に開催された総合計画審査特別委員会で質問いたしました。そのときは8カ年で130億円が投入される巨大プロジェクトとの答弁でありましたが、その後、受益者や期成会、関係団体等との協議により、事業内容や規模に変更はあるのでしょうか。

また、本市と鹿追町、沼田町が申請予定とのことであり、3カ所の同時採択が可能なのが危惧されておりましたが、その後の状況と採択に向けた可能性についてお知らせください。

この事業は、区画整理、暗渠、客土、除れき、用排水のパイプライン化、道路改修などなどの整備が計画されています。引き続き地元業者への受注機会拡大に向けて強力な要請活動の展開を願う次第であります。

次に、第2には離農しても離村しない施策の樹立についてであります。

この事業には、農村住宅の集約化はメニューにはありませんが、農業、教育、医療、福祉など集約機能の維持増進を図る施策は重要であります。高齢者がその地に住み続け、生きがい対

策や地域生産力の確保も視野に入れ、施設園芸による契約栽培などを実施して、学校給食や病院、福祉施設などの公共施設や第三セクターに供給する。つまり、安全・安心で新鮮な地産地消運動の一翼を担うことも必要であると私は考えるのであります。

それを実現するためにも、地域住宅交付金制度を活用した特定目的公営住宅の導入に向けて研究すべきですが、見解を求めます。

次に、全国モデル地区への発信に向けてであります。

去る8月11日、上土別構造改善センターで「地域農業・農村の活性化を目指して」と題して、地域づくり講演会が開催され、私も地元出身議員とともに参加させていただきました。

2人の講演に続き、地元農業者によるパネル討論が行われました。パネラーには、上土別をきずこう会会長の藤原一男さん、ディリーサポート土別の玉置 豊さん、上川管内農村女性ネットワーク代表の中山弘子さん、水留農場代表の水留良一さんの4人でした。

パネラーからは、上土別をきずこう会によるトマトジュースの製造販売や安全・安心な米こうじ雪ん子の今年秋の販売、近年、幻の世界になっていた蛍の成虫が放つ黄緑色の光、飛び交う姿はまさに幻想的で、訪れる方を魅了したこのほたるの里の地道な活動、全国一の規模を誇るディリーサポートの取り組みと今後の展望、上土別米を10年で日本一のトップブランドとして確立するぞとの強い意気込みなどが話されました。

蛍の生息地での米づくりは市民として誇らしい限りであり、私は強い地域のエネルギーを享受することができました。国営農地再編整備事業の大プロジェクト事業に、この地域住民の英知が融合し、全国モデル地区になることを強く熱望する次第であります。

次に、質問の第4点目は学校給食の充実についてであります。

まず、第1に食材の需要状況についてお尋ねします。

本年6月、学校給食法が改正され、本年度から学校給食での地産地消の実施が示されました。以前、私は中国産ギョーザの毒物混入事件の際、外国産食材の利用状況について質問、指摘しましたが、その後の対応状況をお知らせください。

今回の法改正を契機に、今後の食材購入は、まず地元産を優先して使用する。次に、地元で調達不可能なものは北海道産、そして最後に国産を使用する。今後、中国産を初め外国産は一切使用しない。その基準で対応すべきであると私は考えます。すべての食材を国産に切りかえたときの価格上昇分は、学校給食費に転嫁しない手法を内部で十分検討すべきです。見解を求めます。

次に、第2には地元産小麦「春よ恋」の試食状況と今後の課題についてお伺いいたします。

本年第1回定例会で神田議員が提言された多寄産小麦でつくられたパンを本年7月に初めて学校給食で試食されました。同時に実施された食味アンケートの結果についてお知らせください。

また、今後、2学期、3学期の利活用計画についてもあわせてお示しください。

「春よ恋」は、新鮮で安全・安心であることに加え「はるゆたか」を品種改良したもので、

低農薬でたんぱく含有量が高く、粉にすると吸湿性がよい、もちもちとした食感でパンに最適と評価されております。この「春よ恋」を新年度から週2回のパン食すべてに使用すると、年間の増額経費はどの程度になるのか。地産地消食育実践費用として一般会計で負担できないかについて答弁を求めます。

次に、第2にはアレルギー対応給食についてお伺いします。

本市は別献立で実施しているのでしょうか。アレルギー疾患の子供が増えていることから、文部科学省は児童一人一人のアレルギー症状を把握する学校生活管理指導表を作成しました。これは医師、家庭と投薬情報を共有し、授業や給食での適切な対応や事故防止に役立てるためであります。本市の取り組み状況と小・中学生に占める食物アレルギーの生徒数について、この際お知らせください。

取り組みの先進地である恵庭市では、専任栄養士を配置し、アレルギー対応食を実施しており、隣、名寄市でも、担当者に聞きますと毎年全員を調査して、業務が複雑化し大変だけれども、一般と別献立表を作成し、栄養教諭も配置して対応しているとのことであります。

食物アレルギーを持つ児童・生徒が年々増えている現状から、食育を中心的に担う栄養教諭の配置も含め、本市は今後どのように対応していくのかお伺いしておきます。

最後の質問は、最大の懸案事項である地域医療の充実に向けてであります。

初めに、病院改革プラン策定の基本姿勢についてお伺いします。

議会最終日の12日に議員協議会を開催し、改革プランの概要が説明される予定であります。そこで、基本的事項のみ伺います。

先般、議員に配付された概要では、19年度末の不良債務総額13億2,000万円の解消策として、公立病院特例債と基金による長期貸付の併用活用が検討されております。病院会計収支試算では今後毎年2億円前後の資金不足額の発生を予測しておりますが、それを解消するための一般会計の独自繰出基準についてお示しください。

特例債については、発行要件の弾力的運用も検討され始めました。私は年4億円に及ぶ人件費独自削減財源の活用や特例債利息に対する交付税措置などの優位性を視野に入れ、特例債の最大限活用を国や道と協議すべきだと考えますが、市長の見解を求めます。

次に、第2には労働環境の改善と収入増対策についてであります。

医師の業務軽減のため、医療クラークを配置した病院を評価する診療報酬が本年度から新設されました。診断書などの文書作成や診療記録の入力代行など、必ずしも医師が行う必要のない事務作業についてのみ、医師の指示で補助するものであります。本市の担当者配置状況、取り扱い件数、そのことによる医師業務の負担軽減状況についてお示しください。

次に、看護体系について、本年6月から8月にかけて、日勤、準夜、深夜の3交代勤務から日勤、夜勤の2交代制へ大幅に変更されました。そこにはメリット・デメリット、そして患者へのリスクも抱えていましたが、順調に推移されているのでしょうか。看護師不足対応策についても、この際お尋ねいたします。

次に、救急医療を担う現場では、緊急性の低い受診が多い、通称コンビニ受診が増加していると報道されています。救急医療の適切な利用についての啓発も必要ですが、本市における状況をお知らせください。

次に、常勤医は昨年4月の18人から現在13人に減少したけれども、4月から7月の前年同期と比べ患者数は小幅減少にとどまったことは喜ばしい限りであります。これは脊椎専門外来を初め医師、スタッフの努力の成果であります。

そこで、特に高齢者から、現在、出張医体制の皮膚科、週2回、眼科、週3回、うち2回は午前中のみの診療を、せめてあと1日増やしてほしいとの要望が強いのであります。収入増対策も視野に入れた皮膚科、眼科の対応策を望むものであります。

次に、人間ドックについて、本年から1日11人から15人に健診枠を拡大しましたが、担当職員の熟練された対応で時間的にも以前と変わらず終了できます。新たに特定健診も始まりましたが、ドック健診者は順調に増加しているのでしょうか。

次に、第4には自治体病院広域化・連携構想の進捗状況についてであります。

北海道は広域化・連携構想のアイデアを示しましたが、もっと地域と一緒に汗をかくべきであります。幾ら改革プランを策定しても、一般会計からの繰り出しだけで解消する方針は単なる対処療法に過ぎず、抜本的な経営改革が求められています。

病院再建には医師確保が不可欠であります。そのためには広域連携は欠かせません。つまり、改革プランと広域連携は車の両輪のごとく議論されなければならないのであります。赤字補てん財源としての一般会計負担にも限界があります。既に設置されている名寄保健所、上川支庁の地域政策部門市町村担当者による検討会議はその後どの程度議論されているのかお尋ねいたします。

また、改革プラン策定後は、休眠状態になっている名寄センター病院との広域連携協議の再開も積極的に働きかけるべきですが、市長の決意のほどをお聞かせください。

最後に、市民との情報共有と協働作業についてお伺いいたします。

行政報告では、改革プラン策定後に市民にその内容を知らせる機会を設けるとのことです。内容を知らせるだけでなく、ともに知恵を出し合う必要があるのではないのでしょうか。今日までの自治連主催による役員中心の市長と語る会も必要ですが、出席者が固定化されている現状です。地域医療は本市最大の懸案事項である市立病院の存亡にかかわる問題であります。子育て世帯、高齢者世帯など幅広い市民との対話が必要であると私は考えます。

医師は都市部に偏在し、飽和状態になっていると伝えられています。強いメッセージを発信すれば、地元出身者を初めまちづくりに共鳴してくれる医師は必ず存在するはずであります。地域に必要な医療をどう守っていくのか。医師や行政だけでなく市民にも知恵を出してもらおう。そんな行動が今求められているのではないのでしょうか。まず地域へ出向いて、市民の声を聞くべきです。

病院改革推進会議を初め本庁政策会議や担当職員によりプロジェクトチームを編成し、市民

ふれあいトークを徹底して開催すべきであります。市民との対話を通じて協働のまちづくりの視点で知恵を出し合うことを強く要望する次第であります。

以上、市長の前向きな答弁を期待し、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 牧野議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から国営農地再編整備事業について御答弁を申し上げ、土別市職員募集要項、食料自給率向上対策、学校給食の充実並びに地域医療の充実に向けてにつきましては、本庁担当副市長、各担当部長並びに教育委員会、農業委員会からそれぞれ答弁を申し上げます。

上土別地区国営農地再編整備事業につきましては、何点かお尋ねがございましたが、初めに、本年2月と現時点における事業内容の規模の変更についてお尋ねがございました。

この事業は、76戸の受益農家が825ヘクタールの農地等において、区画整理、農地造成事業などを行うという基本的な内容は、これは今も変わっておりません。調査2カ年が経過しました本年3月には、これまで行われてきた地区での協議や関係機関などにおける協議内容に基づいて一定の整理が行われた結果、用排水路をパイプライン化して地中埋設することや畦畔を新たに農道として使う、いわゆるターン農道の新設、更には受益地内の未整備な市道につきましても簡易舗装することに加え、原油や石油製品価格の高騰も考慮した中で概略設計・積算を行った結果、当初の総事業費130億円が25億円増え155億円となったところであります。

また、本市及び鹿追町、沼田町の同時事業採択についてお尋ねがございましたが、この3地区につきましては、平成18年度に調査地区となって以来、国営の事業として求められているモデル性をお互いに競いながら、21年度での採択を目指してきたところであります。

しかしながら、今年度に入って沼田町が地区の合意形成が整わないという理由から農林水産省への着工要求を見送ったことにより、現在は7月に行われた農水省での検討委員会を経て、本市と鹿追町における2地区が新規地区に予算要求されたところであります。

今後、この事業の採択につきましては、年が明けて3月の国会議決によって正式決定ということになりますが、まずは本年12月に行われる財務省での予算計上が大きな課題となりますことから、さきの行政報告で申し上げましたように旭川開発建設部などの指導をいただきながら、推進本部による提案活動を初めとし、採択に向けてなお一層努力をしまいたるものでございます。

また、事業に係る地元業者への発注要請についてであります。現在、全国的に入札制度の改善が求められる中で、国の工事発注においては総合評価方式による一般競争入札の導入が進められておりますことから、これまで行われてきた他地区での発注状況や本事業における規模、内容から考慮すると、北海道地域を限定した一般競争入札が行われるものと考えられ、また、事業規模によって参加資格も制約を受けるわけではありますが、中小企業対策として付随工事等については建設業者の地域的特性等を勘案した工事希望型指名競争入札が行われるケースもありますし、施工地区や工種を分割することによって参入業者数の拡大を図ることは可能とも思

われますので、こうしたケースに対して地元業者の参加機会の拡大に向けて引き続き要請をしてまいりたいと存じます。

次に、離農しても離村しない施策についてであります。

この事業は、これまでも申し上げてまいりましたように単なる水田の面的整備に終わることなく、現在の地区調査機関、更には今後の事業実施を通して、経営感覚にすぐれた担い手を地域のリーダーとして確保育成し、その担い手を核として小規模農家や高齢農業者を含め、すべての農業者がその年齢や得意分野に見合った役割を担うことのできる集落型経営体を構築しようとするものであります。

お話の地産地消の一端を担える生きがい対策としての施設園芸や地域に住み続けることができる集落機能の維持増進につきましては、事業完成後の集落型経営体において多世代にわたる健全なコミュニティが築かれてこそ実現できるものでありますだけに、コミュニティ形成の基盤とも言える居住エリアの検討が今後において行われますので、御提言の特定目的公営住宅の導入の可能性について地域の方々とともに研究をいたしてまいります。

また、地域の英知により、この事業を全国のモデルとなるようにとのお話がございましたが、私どもの期待としても、これには大きく持っているものでありまして、上土別が国営事業としての調査地区採択を目指していた当時から、開発局の方が、この地区が他の国営地区と違うのは、事業が関係機関、団体によって始められたものではなく、地域農業者の総意とみずからの行動によって始められようとしている。いわば下から立ち上げられた随一の地区であるという評価をいただいているところでございます。

まさに地域の方々から受け取られた強いエネルギーがあつてこそ、来年度における本事業採択の道が開けてきたわけでありまして、このエネルギーにより、これまで3年以上にわたって積み上げられてきたさまざまな議論や検討から創出された農村集落の再編と集落型営農の確立を基本としながら、稲作北限地におけるこだわりの米づくり、そして耕種農家と畜産農家の連携による資源循環型営農システムの確立、更には集落経営体を組織化したネットワークの構築、この3つを大きな柱とすることで上土別地区における国営農地再編整備事業が全国のモデル地区となれるよう、今後も期成会、関係機関との連携のもとで事業の推進に鋭意努めてまいるところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君）（登壇） 私から地域医療の充実に向けてのうち改革プラン、そして広域連携構想にかかわっての御質問にお答えさせていただきたいと存じます。

まず、不良債務解消のための病院事業特例債と基金による長期貸付の併用についてでございます。

病院事業特例債は、病院事業の不良債務を一たん長期債務に置きかえて解消し、計画的に返済しようとするものでありまして、平成20年度に限り起債借り入れが認められ、本市の場合、

19年度末不良債務13億2,000万円のうち12億9,400万円が該当するものでございます。

この特例債は、償還期間が7年間と比較的短期間に設定されていることから、該当額をすべて借り入れた場合、21年度から27年度において毎年約2億円の元利償還金が生じることとなります。しかしながら、現在の病院事業会計の収支試算では病院独自で負担することは難しい見込みもありまして、一般会計からの負担を前提にただいま北海道と協議を進めているところであります。

ただ、一般会計におきましても、多額の負担は今後の財政運営に支障を来し、住民サービスを大きく後退させる懸念もあるところでありますし、そこで不良債務の一部については基金を運用し、長期貸付金による解消を検討しておりますが、長期貸付金に当たっては、返済の開始期間、返済年限など柔軟な対応が可能となりますことから、特例債と併用することにより実質的に不良債務を長期間で解消することが可能となるものと考えております。

この長期貸付金の返済にあっても、一般会計からの新たな負担が必要な状況ではありますが、返済期間を長期間に設定し、単年度の負担を軽減することによって、一般会計の財政運営に極力影響が出ないような手法を検討いたしております。

次に、一般会計からの独自繰出基準についてのお尋ねであります。

今回の病院改革のガイドラインにおいては、病院の抜本的な改革が前提とされており、単に病院の収支不足を一般会計で補てんするといったことではなくて、改革プランの中で地域医療確保のための病院が果たす役割を明らかにした上で一般会計の負担を明確化することが求められております。

そこで、これまでの国の繰出基準に加え、ただいま申し上げました特例債の償還金、長期貸付金の返済のほか、病院建設時の起債償還に係るルール外の負担に加え、リハビリテーション医療、療養病棟については、現在の地域医療に欠かすことのできない分野であることから、その収支不足分は一般会計で負担する考えで協議を今進めております。

ただ、この独自基準につきましては、一般会計でも新たな負担となりますので、確実な財源確保が前提となっており、最終的には総務省とのヒアリングの終了後、決定されるものでございます。

この改革プランにつきましては、当初、特例債借入団体は、8月中旬に道との協議を終えるという時間的制約のほか、借り入れに際してのハードルが非常に高い状況でありましたけれども、現在、9月中旬の協議に変更されたことに加えまして、個々の病院事情に応じた対応など総務省の方針も変化しておりますことから、再度特例債の活用を含め北海道と協議してまいりたいと存じます。

次に、改革プランの市民周知についてであります。今後、道や総務省との協議もあり、市民の皆さんに周知ができるのは10月以降になるものと考えております。6月から行っている病院出前講座におきましては、医療に関する情報のほかに、可能な限り病院の実情をお話するなど市民の病院に対する御理解と御協力が得られるよう努めているところでもあります。更に

今回の改革プランに関しましては、周知の具体的な手法につきましては今後検討いたしてまいりたいと存じますが、多くの市民の皆さんの参加をいただく中で、病院長や医療スタッフも出席し、病院の現状説明や市民の意見を十分聞いてまいりたいと考えております。

次に、北海道が本年1月に示しました自治体病院等広域化・連携構想の進捗状況についてでございます。

上川北部地域における自治体病院の広域連携の検討につきましては、構想の素案が示されて以来、上川北部地域保健福祉医療推進協議会の下部組織として上川北部8市町村と関係医療機関による検討会議が組織され、19年12月に第1回の会議が開催されたところであり、その後、20年2月には新たに枝幸町、中頓別町、浜頓別町の宗谷3町及び西興部村を加えて第2回目の会議が開催されました。

本年度に入ってから名称を上川北部自治体病院等広域化・連携検討会義に改め、8月に会議が開催されたところでありますけれども、各医療機関にあっては、改革プラン策定に向けた対応が急を要する課題であることから、それぞれの進捗状況などについて意見の交換が行われたところでありまして、広域化・連携に対する具体的なことは行われておりませんが、圏域における広域化・連携については協議しなければならない重要な課題であるとの認識で一致していることから、今後において検討が図られていくものと考えておりますし、さきの定例会におきまして市長から斉藤 昇議員の御質問にもお答えいたしておりますけれども、高橋知事に対し、広域化・連携構想に基づきセンター病院を通しての医師確保対策を要請し、知事からも理解ある回答がありましたので、そのことに大いに期待をいたしているところでもございます。

また、この地域の医療を守るために道が示しました広域化・連携構想は避けて通れない課題であることにつきましては両病院とも十分認識をいたしておりますけれども、早急に結論を出すことは現状では難しい状況にありますので、御理解を願いたいと存じます。

以上申し上げまして答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 吉田市立病院事務局長。

市立病院事務局長（吉田博行君）（登壇） 私から地域医療の充実に向けてのうち病院改革プラン及び広域連携構想に係る項目を除きお答え申し上げます。

初めに、医師事務の軽減対策についてであります。

病院勤務医の労働環境改善のため、これまでは医師にしか取り扱うことのできなかった事務等が、医師の最終確認や指示に基づくものであれば事務職員等にも取り扱うことが可能となり、本年4月の診療報酬改定において、急性期医療を担う病院で勤務医の負担軽減に対する体制などが整備されている場合には入院基本管理料の中に医師事務作業補助者加算が設けられたところであります。

このため、市立病院においても本年度から2名の臨時職員を配置し、医師の指示のもとに各種診断書や証明書などの文書作成補助、診療記録への代行入力、更には診療に関するデータ整理などを行っております。4月から7月までの診断書などの文書作成件数につきましては、

638件のうち123件、約20%の作成に携わっておりますが、今後ともより一層この割合を増やしてまいりたいと考えており、加えて日常における他の代行業務を考慮しますと、医師業務の負担軽減のために大きな効果が発揮されていると考えております。

次に、看護体制における2交代制の導入についてであります。体制が整ったところから6月より順次導入を行ってきており、病棟にあってはすべて導入を終えたところであります。

2交代制導入のメリットにつきましては、3交代制のときには夜勤に入る場合や準夜勤が終了したときには夜中に出・退勤になりましたが、2交代制では夜勤が午後4時半から午前9時半までの勤務となることから、勤務前後の時間がこれまでより比較的有効に活用することができるようになったこと、看護記録は準夜勤及び深夜勤のそれぞれで記載いたしておりましたが、夜勤導入により1回の記載となったこと、更には患者さんにとっても就寝から起床まで同じ看護師がケアすることによる安心感と連続した観察が可能となったことなどが挙げられます。

しかしながら、デメリットとしては、一般的な傾向として、夜勤時間が長くなることにより疲労感、緊張感などが強くなることが言われておりますので、これらを解消するため、市立病院としては休憩時間の設定や仮眠室を設置するとともに妊婦の夜勤免除、更には夜勤明けの翌日は休日とするなどの対策を講じております。

また、現段階において2交代制導入に伴う問題点は報告されておりませんが、今後とも看護師の疲労の度合いやケアの内容に問題点がないかなどについて引き続き把握に努め、課題が生じた場合には、その解決をはかるなど対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、看護師の確保についてであります。

19年4月に156人の看護師がおりましたが、20年4月には143人で13人の減員になるとともに、9月1日には133人となり、4月との比較で更に10人の減員となっております。このことは医師の確保との関連もありますが、病棟の看護体制10対1を維持するために、この8月1日より病床数の見直しを図ったところでありますが、今後ともこのように減少状況が続く場合には入院患者の更なる制限について検討をいたさなければならないことにもなるわけでありまして、看護師の確保は急務となっております。

こうしたことから、去る8月には5名の看護師を急募いたすとともに、21年度の看護師募集にあっても10名の確保を目指しているところでありますが、道内の他の自治体病院同様、看護師確保は大変難しい状況にありますので、学校訪問や合同説明会への参加、修学資金貸付のPR、更には潜在看護師の発掘や退職者への勧誘のほか、病院ホームページのリニューアルを図り看護師募集を行うなど、その確保に努めてまいり所存であります。

次に、救急医療におけるいわゆるコンビニ受診についてのお尋ねがありました。

このコンビニ受診につきましては、外来診療をやっていない休日や夜間に救急外来を受診される緊急性のない軽症患者の行動のことを言い、このことによって医師の過重労働につながり、各病院にとっても大きな問題となっております。

市立病院における救急外来は、医師1名、看護師2名の体制で緊急を要する患者の診療に当

たっており、受診状況につきましては、平成19年度の実績では救急外来患者の総数で4,868人、1日当たりでは13.3人の来院がございました。緊急性の判別は難しいところではありますが、中には救急外来だけ受診される方、あるいは朝から病状があったが待たずに診てもらえるとのことで救急外来を受診される方も見られるとのことでありまして、これらの方々には平日の診療時間内での受診をお願いいたしているところでありまして、

今後におきましても、救急外来診療と夜間診療の違いを御理解していただき、重症度の高い救急患者を優先していただくなど、広報等による啓蒙に努め、いわゆるコンビニ受診を制限することによって医師の過重な勤務の改善を図ってまいりたいと存じます。

次に、眼科外来及び皮膚科外来の診療日の拡大についてであります。

両診療科につきましては、これまで常勤医師が対応いたしておりましたが、眼科につきましては平成18年4月から、また皮膚科におきましても本年4月から、出張医による診療となり、本年度につきましてはお話のとおり、皮膚科は午前午後の週2回、眼科におきましては週3回であります。このうち2回は午前診療となっており、診療日数が少ないことから大変混雑している状況にあります。

このため、大学医局に対して、常勤医師の配置はもとより、出張医師による診療にあっても、その拡大を常々要請しておりますが、医局の医師不足から難しい状況にあり、眼科に至っては民間病院の医師を出張医として派遣していただいているところでありまして、

医師の確保につきましては、眼科、皮膚科に限らず、病院全体として大変不足していることから、これまでも大学医局への働きかけ、民間紹介事業者を通じての確保対策、更には知己等を活用しての確保対策のほか、インターネットを活用しての募集や緊急臨時的医師派遣事業による医師派遣についても要請いたしているところでありまして、しかしながら、その確保にはなかなか至っていない現状にありますが、医師同士の個人的なつながりから出張医として来ていただいている医師もおりますので、医局に頼らない医師の確保について、更なる検討を図ってまいりたいと考えております。

加えて、病院改革推進会議において医師確保の方策全般について改めて検討いたしているところでありまして、議員の御提言も含め、どのような方法がいいのか検討してまいりたいと存じます。

次に、人間ドックについてであります。

人間ドックの健診枠につきましては、本年度から特定健診が始まったことに伴い、6月から12月までと翌年2月の8カ月は毎週水曜日がこの健診日となりますので、週5日の稼働が週4日に制約されることとなりますが、本年度から1日枠を11人から15人に拡大したことから、全体では健診枠の拡大が図られたところでありまして、

ドックの受診者数は7月末で751人となり、昨年同期の664人と比べて87人の増加となり、また、特定健診につきましては年間1,100人を予定している中で、7月末で262人が受診されております。これらの状況から推察いたしますと、特定健診は本年度から始まった事業のため年間

受診者数の把握が難しい面もありますが、現段階にあっては両事業合わせて19年度を上回る収入確保を期待いたしているところであります。

今後におきましては、病院の機能を生かして10月1日よりCTを活用した内臓脂肪量測定を新たにオプションとして加えるなど、市民の健康増進を図るため効率的な健診センターの運営に努めてまいります。

以上申し上げて答弁いたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から職員の募集要項についてお答えいたします。

まず、職員の募集についてのお尋ねであります。

21年度採用の職員募集につきましては、昨年の採用試験終了後の中途退職者6人、来年3月の定年退職者18人に加え、本年度中途退職も既に2人おりますことから、21年度以降の業務体制の確立を踏まえつつ各部とのヒアリングを行い、職種ごとの採用数を決定し、今月21日に採用試験を行うよう募集を行ったところであります。

職種ごとの募集人員といたしましては、一般事務職10人、保健師職1人、土木技術職1人の合わせて12人を来年度採用予定職員とし、8月1日から25日までの期間で募集いたしましたところ、一般事務職42人、保健師職3人、土木技術職2人の合計47人の応募となったところであります。

次に、採用試験の年齢制限についてのお尋ねがありました。

職員採用試験の募集年齢につきましては、試験区分を職種ごとに学歴別としており、一般事務職にあつては、大学卒業区分は卒業後3年以内、短大・専門学校卒業区分と高等学校卒業区分は卒業後2年以内と設定しており、過去の採用試験の実施状況、現在の職員の年齢別構成などを考慮し、職員の年齢別構成の平準化も視野に入れながら決定しているところです。

また、有資格を条件としております保健師職、土木技術職にあつては、同職種で働いている職員の年齢構成や土木技術職にあつては土木施工管理技士、測量士、測量士補の資格要件から今後の勤務可能年数などを考慮し、それぞれ25歳、27歳までとしたところであります。

次に、職員の年代別の構成についてのお尋ねがありました。

4月1日現在の年齢区分で申し上げますが、18歳から24歳の職員は36人、25歳から29歳は34人、30歳から34歳は56人、35歳から39歳は45人となっております。また、40歳代は、当時採用試験が実施されなかったり、採用数そのものが少なく抑えられていた結果57人で、50歳代は156人おりますことから大きな差を生じているところです。

今後の職員採用予定につきましては、土別市定員適正化計画を基本といたしておりますが、計画策定当初には見込んでおりませんでした中途退職も多く出ておりますことから、業務の内容や量の見直し、組織機構の見直し、民間活力の導入などを検討し、最大の効果を上げるための組織体制を構築することを主眼に職員の年齢構成の平準化も視野に入れながら来年度以降の採用を決定してまいりたいと考えております。

次に、採用枠を限定した民間企業などの職務経験のある方の採用についてであります。

Uターン、Jターンにより本市に戻り、今まで民間企業などで培ったノウハウを発揮し、新たな視点を持って行政に当たっていただくことは非常に有意義なことと思います。

しかしながら、新たな採用枠の設定をすることになりますと、現在の本市の年齢構成を考慮しますと、対象とする年齢制限の拡大を何歳までに設定するか、前職における職位や収入とのバランス、更には条件としてUターン者等に限ることはできないと思われるので、地元で勤務している方も含めることになり、市内企業等への影響など考慮しなければならない種々の課題もあり、また、新たな採用枠を設けることにより、少なからず新規採用職員数も制限されることとなります。

現在、20歳代、30歳代の職員につきましては、年齢構成の平準化が緒についたばかりでありますので、当面は現在の年齢制限で対応してまいりたいと考えております。

また、職員の能力向上を図る上で職員研修はますますその重要度を増しており、地域の課題解決に向けた意欲的な職員や企業感覚を持った職員の育成が求められていることから、今後一層の職員の資質向上を図ってまいる考えであります。

なお、専門的な知識や資格を有する職員の配置が義務づけられている職もありますことから、これらについては過去にも実施してまいりましたとおり年齢制限の拡大を図るなどして今後も募集に当たってまいる考えであります。

以上、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君）（登壇） 私から食料自給率向上対策にかかわってのうち本市の食料自給率及び米粉製品の試作研究についてお答えいたします。

初めに、本市における食料自給率の試算についてであります。この自給率については、農林水産省が地域食料自給率試算ソフトを策定しておりますので、これを用いて試算いたしますと、平成19年度において本市で生産された米は年間1万6,000トン、主要畑作物が8万605トン、畜産物では2万8,600トンとなり、総量で12万5,205トンであります。

そこで、市民1人が1日に必要とする熱量を約2,550キロカロリーとした場合、平成19年度末における本市の人口2万2,847人に対する自給率は573%と試算されるところであります。

次に、米粉製品の試作研究についてであります。

米粉の利用につきましては、自給率の向上や地産地消の観点から全国各地に広がりを見せており、道内においても道産米の消費拡大の新たな方策として期待されるところであります。本市におきましても、米の消費拡大の一環として米粉の普及促進を図ることは地産地消を推進するという観点から極めて重要となるものであり、米の新たな可能性を切り開くものであります。

そこで、本年度の取り組みについてであります。今年に入ってから米粉の製品に関する情報が全国各地で発表されており、これまではこれらデータの収集に当たってきたわけですが、このデータをもとに本年市内で生産される新米の米粉を使用して、地元の製パン業者や

菓子業組合、更には製めん業者などと連携し、まずは試作品の研究を行うものであります。

具体的には、パン類、菓子、ケーキなどをそれぞれ独自の発想で製作するものであります。取り組みでは米粉からできる新たな可能性を探るとともに、こうした試作品を本年11月に開催を予定しております「しべつまるかじりフェア」において、地場産米の消費拡大とあわせ米粉からできる食品として広く市民の方々に紹介するものであります。

また、本年度建設される農畜産物加工体験交流工房の活用も視野に入れながら、米粉によるお菓子づくり教室の開催も計画しているところであり、今後におきましても、米粉製品の普及促進に向けて積極的に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 私から学校給食の充実についてお答えいたします。

初めに、食材の利用状況についてのお尋ねでございますが、中国産食材の使用につきましては、今年1月に中国製冷凍ギョーザの中毒事件発生以後、中国産を土別産及び道内産に切りかえて、その使用を控えておりますが、今後も引き続き安全が確認できるまでの間は中国産の使用を控えたいと考えております。

また、学校給食法が今年6月に改正され、地場産物の活用も盛り込まれたところであります。給食センターでの食材購入に当たっての考え方につきましては、安全・安心な土別産を活用することにより、その地域の食文化、食に係る産業または自然環境の恵みに対する児童・生徒の理解の増進に努めるため、他産地より10%以内の価格差であれば、まず土別産を使用し、次に道内産、国内産の順で優先使用しておりますが、給食費の関係から一部外国産も使用しております。この外国産をすべて国産に切りかえたと仮定した場合は、平成19年度の試算では年間300万円程度食材の購入価格が上昇することになりますが、今後は献立の工夫なども行いながら極力国産に切りかえる努力をしてまいりたいと考えております。

次に、土別産小麦「春よ恋」の試食状況と今後の活用についてのお尋ねがありました。

給食センターでは昨年4月から、北海道学校給食会から「はるゆたか」「春よ恋」をメインにした強力粉70%に「ホクシン」などの薄力粉30%をブレンドした道産小麦によるパンの供給を受けて給食に使用しております。

このようなことから、強力粉であります「春よ恋」単品で焼かれたパンが児童・生徒にどのような評価を受けるのか見きわめる必要があると考えまして、この7月に給食を提供しております和寒町も含め児童・生徒にパンを提供してアンケート調査を行い、1,843人から回答をいただきましたが、おいしかったが1,416人の77%、今までと変わらないが56人の3%、わからないが130人の7%、おいしくなかったが241人の13%とおおむね好評との調査結果であったと存じております。

現在のパン給食は週2回で年間80回の給食を実施しておりますが、仮にすべて「春よ恋」に変えるとなりますと、小麦の原料代が25キログラムで試算いたしますと現在購入している北海

道給食会のパンは3,800円、「春よ恋」は5,250円で、1個当たりのパンに直しますと約7円の価格差があり、年間では約130万円の増額となりますので、現状では年3回程度と考えておりますが、今後は価格及び安定供給面の課題も含めまして十分検討してまいりたいと考えております。

また、この増額分を一般会計で負担できないかということではありますが、学校給食費は保護者の負担となっておりますし、前段で申し上げたとおり食材の安定確保に課題がありますことから、お話にありました地産地消食育実践費用として一般会計での負担は現時点では考えていないことを御理解いただきたいと存じます。

次に、アレルギー対応給食の実施についてのお尋ねがありました。

給食センターでは、今年5月にアレルギーのある児童・生徒数、原因となる食物、その症状についての調査を行いました。和寒町も含めた総数約1,950人のうち、食物に対しまして何らかのアレルギー症状のある児童・生徒数は122人で、主なアレルゲンは卵、牛乳、果物、ソバなどで、症状としては湿疹、じんま疹、呼吸困難などがありました。

アレルギーのある児童・生徒に対しましての給食センターでの取り組み状況につきましては、毎月学校と児童・生徒を通じて家庭に配布しております給食献立表に毎日の主食、副食の詳細な献立内容や食材などを掲載し、アレルギーに関する情報を保護者などへも提供して、保護者並びに担任教諭が、こうした児童・生徒に対し、アレルゲンを含む食品は食べないよう指導に努めております。

アレルギー対応食の提供につきましては、仮に15人のアレルギー対応食を提供するとした場合、現在の調理場のスペースでは難しいことから、新たに建物を増築して設備しなければならないことや調理員につきましても3人程度の増員が必要になりますことから、個別的な対応は難しい状況でございます。しかしながら、現在、食べることによってアレルギー症状が多く出るとされているソバ、カニ、エビについては対応いたしているところございまして、ソバについてはアレルギーが問題となってから一切使用しておりませんし、カニ、エビについてはいずれも年1回程度、スープの具材として使用するにとどめておりましたが、今後は一切使用しない方針でございます。

また、アレルギー疾患に対する取り組みを進めるためには、個々の児童・生徒について症状等の特徴を正しく把握することが大切と考えておりますことから、本年7月、各学校に配付いたしました学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインにある学校生活管理指導表を各学校の実情に応じて活用を図ってまいりたいと存じます。

次に、栄養教諭の配置につきましては、給食センターに2名の栄養職員が道教委から派遣されており、うち1名が栄養教諭の資格を有しておりますが、長期の病気休職中の職員がおりますことから現状での配置が難しい状況にあります。しかしながら、栄養教諭は食物アレルギーへの対応はもとより学校全体の食に関する指導計画の策定、教職員間や家庭、地域との連携調整において重要な職と位置づけいたしておりますことから、その職員の職場復帰などの条件が

整い次第、道教委に対しまして栄養教諭の配置を要請してまいりたいと存じております。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 伊藤農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（伊藤 暁君）（登壇） 耕作放棄地に関する御質問について、私からお答えさせていただきます。

初めに、耕作地の実態調査につきましては、農業委員会、経済部職員が航空写真に基づいて場所を特定し、2人1組で6月から現地調査を実施いたしました。今回調査対象といたしました全耕地面積は1万7,000ヘクタールであります。そのうち調査段階で判定が困難だった農地を含め現段階で耕地面積の約1.5%に当たる260ヘクタール程度が耕作放棄になっていると推計をいたしております。

その内訳といたしましては、既に雑木が生い茂り耕作が不可能と思われる農地が約190ヘクタール、直ちに耕作が可能と思われる農地と基盤整備後に農地として利用すべき農地の合計は約70ヘクタールと推計をいたしております。

しかしながら、調査の時期が6月から7月の初旬でありまして、耕作放棄地と判定した農地のほとんどが耕作条件の悪い山間地にありまして、牧草の刈り取りの時期、輪作に伴う緑肥作物の作付の時期など利用状況の確認が困難だった土地や1筆の一部を利用している土地もありますことから、現在も随時再調査を行っているところであります。今後も所有者、耕作者や用途の精査が必要な農地を含んでおりますので、耕作放棄地面積の最終確定にはもう少し時間を要すると考えております。

その後の対応といたしましては、耕作不可能と思われる土地につきましては、農業委員による現地調査を行い、総会の決議を経て、所有者に地番地籍を明示して当該農地は非農地である旨の通知をし、地目変更を要請し、農地基本台帳の整備を行います。

一方、農地として利用すべき土地につきましては、地権者の意向を聴取し、市農業委員会、J Aなど関係機関で構成されている担い手育成総合支援協議会の中で、営農の再開、保全管理の分類、利用計画について協議を行い、水田等有効活用自給力強化対策事業など国・道の支援策も十分検討しながら年内に土別市としての解消計画を策定し、5年ローリング方式で耕作放棄地を解消しようとするものであります。

次に、農地の流動化対策であります。農業委員会は農地を守り、農地を生かすために、地域の担い手を育てながら農地の流動化に対応してまいりました。しかしながら、御指摘のように農業経営者の高齢化、担い手の不足に加え、異常な燃料、生産資材の高騰は、農業者個々の自助努力の限界を超えております。経営を取り巻く環境は農業を続けたくても続けられないような厳しい状況になっております。

平成19年1月に農業委員会が行った意向調査では、平成24年までの5年間で離農を考えている農家は81戸ございました。平成19年度には、経営面積を基本とした品目横断的経営安定対策の関連も考えられますが、既に54戸が離農いたしました。このまま推移すると営農を継続する

ことが困難となり、離農者が急増するのではないかと危惧をしているところであります。

国民の安全・安心な食料の確保と自給率の向上に向けて、今こそ国内農業を守り、安心して農業に専念することのできる農業政策の確立を国に強く求めることはもとより、経営の合理化、作業の効率化、増収対策、法人化の推進など、地域の農業者とともに知恵を出し合い、今まで以上に大変厳しい状況は予想されますが、耕作放棄地が発生しないよう農地の効率的な有効利用を図るため利用調整活動を強化してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 7番 小池浩美議員。

7番（小池浩美君）（登壇） 一般質問を行います。

初めに、深刻な原油価格の高騰に対する市民の暮らし支援策についてお聞きいたします。

2004年ごろから始まった原油価格の高騰は、穀物価格の高騰と相まって世界の経済情勢に大きな打撃を与え、人々の暮らしに深刻な不安や困難を与えています。我が国においても、燃油の高騰は漁業や農業、運輸業、クリーニング業など、たくさんの中小企業に重大な打撃を与え、穀物の高騰は食料品価格を上昇させ、その他の諸物価にも連動し、国民の暮らしに大きな影響を与えております。

本市においては、燃油や飼料の高騰で基幹産業である農家や酪農家が深刻な影響を受けており、また、灯油価格の高騰と諸物価の値上がりで市民生活は不安と負担の真ただ中にあることは御承知のとおりです。

そこでお聞きしますが、私たちの暮らしの中にこのような状況が広がっていますが、本市は庁内に対策会議などを設置して、燃油や食料などの価格高騰の影響、あるいは市民生活や営業の実態を調査し、対策をとってきたのでしょうか。取り組みの内容をお聞きいたします。

昨年12月25日に政府は、原油価格高騰に伴う中小企業、各業種、国民生活等への緊急対策なるものを取りまとめ、自治体が行う対策へ対して交付税措置をするなどの財政支援に踏み出しましたが、以下に述べます4項目の国の支援策について、本市ではどのように取り組んだのか、あるいは取り組まなかったのか、お知らせください。

1つには、寒冷地での生活困窮者に対する灯油購入費等の助成、2つには、社会福祉施設に対する暖房費高騰分の助成、3つには、地方バス路線の維持対策、4つには、農業者、商工業者への支援策についてであります。

さて、今年になっても諸物価の値上げは続き、9月に入っては食品のみならず自動車や冷蔵庫などの耐久消費財も値上げしています。全国の運輸業者、漁業者、農業者などから支援策を求める切実な声が上がっており、国民の暮らしへの不安や負担は大きくなるばかりです。今日の経済情勢にかんがみ、政府は8月29日に安心実現のための緊急総合対策を発表しています。

9月6日の新聞報道によりますと、この総合対策に伴い、政府は2008年度補正予算案に地方自治体への財政支援のために約260億円の交付金を盛り込んだとあります。これは公立小・中学校の耐震化など総合対策に盛り込まれた国の補助事業の地方負担分に充てるほか、自治体の

単独事業にも使えるようにし、原油高の影響が特に大きい寒冷地や離島を抱える自治体への割り増しも検討しているとのこと。

また、北海道は9月2日、原油高騰対策案を発表し、福祉灯油事業に今年度の約3.5倍に当たる3億円を計上し、本日から始まった第3回定例道議会で審議される予定になっています。福祉灯油を自治体を実施した場合、道が2分の1を補助するものです。

また、9月7日の新聞報道によりますと、今年の冬に福祉灯油を実施することを決めている道内自治体は79であり、その中に本市も入っております。灯油需要期を間近に控え、本市においては国や道の支援策を十二分に活用し、低所得者や生活保護受給者、中小業者や農業者などへの支援策を早急に具体化し、市民周知を徹底し、親身な相談体制をとって、市民の暮らしをしっかりと守る施策、体制をとるべきだと考えますが、現在どのような取り組みをお考えでしょうか、お聞きいたします。

次に、土別霊園内のトイレについてお聞きいたします。

土別霊園内には、入り口から右手に簡易トイレが2個あるだけです。あれだけ広い敷地に簡易トイレがたった2個です。もうすぐお彼岸が近づきますが、お盆の時期にはたくさんの車が連なり、土別市内だけではなく市外からもたくさんの人たちがお参りに来ることは御承知と思います。

土別霊園は清潔で、その上、眺望もよく、あずまやが設置されているなど、文字どおり公園の趣があり、市外から訪れる人たちは一様に感嘆していきませんが、トイレがないことはまさに画竜点睛を欠いていると言えるのではないのでしょうか。せめて中腹あたりにきちんとした公衆トイレを建設することを求めますが、お考えをお聞かせください。

あずまやがあって、なぜトイレがないのか。美しい霊園内になぜみずばらしい簡易トイレなのか。霊園建設は現在も進行中ですので、この際、霊園建設のコンセプト、いわゆるどのような霊園像を目指しているのか、基本的な考え方をお聞きしておきます。

次に、公営住宅、特に西栄団地、西団地、あけぼの団地にかかわって何点かお聞きいたします。

西栄団地24戸、西団地64戸、それにあけぼの団地16戸は、いずれも外観だけから判断しても相当古い建物ばかりですが、それぞれの築年数及び入居者数に対する65歳以上の高齢化率について、また住宅料の減免対象者はそれぞれ何%なのかお聞きいたします。

2005年9月に新たに公営住宅の入居者のしおりが発行されていますが、そこには市が修繕すべきものと入居者の責任で行うものが記載されています。これは築年数の長い老朽化した団地の入居者にも一律に適用されるものなのでしょうか、お聞きいたします。

特に老朽化の進んださきの団地での傷んだ玄関ドアの取りかえ及び玄関ドアへの錠前の設置は市で行うべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

また、さきの3つの団地では、玄関ドアをあけると地面との段差が35センチ以上もあります。西栄団地では段差が50センチのところもあります。住民みずからがブロックや石などを積んで

階段をつくり、玄関の出入りをしていますが、本来は建設時点で階段を設置するべきものではないでしょうか。せめて高齢者が居住する住宅を対象に、玄関上がり口にきちんとしたコンクリートの階段を設置するべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。また、手すりの設置も求めますが、お考えをお聞きいたします。

更に、西栄団地の中には、長年の雨風で地面の土が流れ出て、建物の基礎部分が20センチくらいむき出しになっているところもあり、集中豪雨やちょっとした地震などでは危険だと考えられます。このような築年数の長い老朽化した住宅の点検調査は小まめにされているのでしょうか。これら住宅の維持補修等について、また将来の計画も含めて、どのようにお考えかお聞きいたします。

最後の質問は教育行政についてです。

今年4月、文部科学省は2回目の全国一斉学力テストを実施し、8月29日に結果を発表しました。文部科学省は今後も毎年4月に実施するとしています。私は昨年3月議会で、学力テストは学校間に序列を持ち込み、子供たちに過度な競争を強いるなど余りにも問題が多すぎるので、実施をしないよう求めました。しかし、本市は実施しましたし、今年も実施しています。前回のテスト実施後1年が過ぎましたが、子供たちの学習改善や学習意欲の向上にどのように役立てたのでしょうか。また、そのことが今回のテスト結果に反映されているとお考えでしょうか、お聞きいたします。

学力テスト実施には、本年度は約62億円もの税金を使っており、そのうち49億4,000万円が問題の採点や集計などを受託したベネッセや内田洋行といった教育産業へ渡ります。毎年全国一斉に実施する確たる意味があるのでしょうか。全国一斉学力テストは中止するか、あるいは実施するならば抽出制でよいと考えますが、2回の学力テストを実施してみてもどのようにお考えなのか。改めて全国一斉学力テストについてのお考えをお聞きいたします。

本年2月、文部科学省は10年ぶりに学習指導要領を改訂し、その案を発表しました。ゆとり教育をやめて、授業時間や内容を増やし、教師への指導法を細かく指示し、更には道徳教育推進教師の配置、小学校での外国語教育など国民合意の得られない内容となっています。私は本年第1回定例会で教育長のお考えをお聞きしていますが、新学習指導要領をスムーズに移行させるため、各学校と連携して準備していくとのことのお答えであり、残念ながら何ら批判のない答弁でした。

しかしながら、新学習指導要領は、子供たちの伸びやかな学校生活、一人一人に目が届き、わかるまで学ぶことができる授業、そして、いじめや不登校のない楽しい学校の実現を目指しているものではありません。子供たちに競争を強い、学力格差を広げ、教師の自主性、創造性を奪い、道徳教育が異常に徹底され、何ら条件整備なしの中での小学校の英語教育導入であり、中学校の武道必修化であります。とても国民の教育への願いや期待にこたえるものではないと考えざるを得ません。

改めてお聞きしますが、新学習指導要領についてどのようにお考えなのかお聞かせください。

この7月1日、政府は教育振興基本計画を閣議決定いたしました。これは2006年に改悪された教育基本法により国の計画策定が義務づけられたことに基づくものです。地方自治体もまた国の計画を参考に教育振興計画を策定することになっており、看過できないものです。教育振興基本計画は今後10年間の目指すべき教育の姿及び今後5年間に取り組むべき施策が打ち出されています。しかし、国が一方的にこのような計画を策定すること自体、国による教育への介入支配に道を開くものであり、また、実際そのような内容になっております。

全国一斉学力テストの実施や新学習指導要領の円滑な実施が重点施策として盛り込まれており、文部科学省の施策に過ぎないものが国の教育計画となっているのです。国が現場をチェックし、介入し、教育を国の言いなりにさせようと意図していることは明らかです。しかも財政面での裏づけは何もない計画であり、新学習指導要領では、授業時間数の増加をうたっても教員数を増やすことができないありさまであり、世界最低水準の教育予算のまま教育振興を目指すむなし計画です。

このたびの教育振興基本計画は、到底計画に値しないものであり、教育の国家統制をはらんでいる危険性があり、撤回するべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。お考えをお聞きいたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時49分休憩）

（午後1時30分再開）

議長（岡田久俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

田苅子市長。

市長（田苅子進君）（登壇） 小池議員の御質問にお答えを申し上げます。

最初に、私から深刻な原油価格の高騰に対する市民の暮らし支援策について答弁を申し上げ、土別霊園内のトイレの設置、公営住宅の玄関段差などの改修整備並びに教育行政につきまして、それぞれ担当部長並びに教育委員会のほうから答弁をいただきます。

原油価格は、国際的な投機マネーの原油市場への流入、中国、インドなどでの需要拡大を要因に2004年秋ごろから急激に上昇し、穀物資源、食料価格にも影響を与え、農業、漁業、中小企業の経営圧迫を初め国民生活そのものにも大きな影響を与えているところであります。

こうしたことから、トラック運送業者2万人が緊急対策を求める全国一斉行動に取り組んだほか、約20万隻の漁船が一斉休漁を行い、政府に打開策を求め、更に北海道におきましても全道農業危機突破総決起集会在8月に札幌市で開催され、全道各地から5,300人が参集し、本市からも市、農協、農連、共済組合などの関係者約80名が参加するなど、今や全国的な緊急課題となっており、北海道市長会としても去る8月5日に低所得者や障害者世帯への支援などを国

会議員並びに関係省庁に対し要請したところであります。

一方、国は昨年12月の原油価格高騰に伴う中小企業、各業種、国民生活等への緊急対策に引き続き、本年6月には原油等価格高騰対策を策定し、対策の拡大、継続を決定したほか、8月29日に発表した安心実現のための緊急総合対策に物価に対する総合対策を掲げたところであります。

そこで、相談窓口の設置、実態把握など市の取り組みについてお尋ねがございました。

このたびの物価高騰は広範多岐にわたって、その対応は各分野で専門的な知識、判断を要することから、特に市として総合的な窓口や対策会議は設けてはおりませんが、小売物価調査につきましては消費者協会と環境生活課が、社会福祉関係につきましては社会福祉協議会と福祉課が、農業者、商工業者につきましては商工会議所、商工会、農協などと経済部各課において、それぞれの専門的分野が実態把握、相談などについて個別対応をするとともに、必要に応じて関係機関などと連携調整などを図ってきたところであります。

今後におきましても、更に各機関、団体との連携を密にする中で実態把握を行うとともに、分野ごとの相談体制の充実に努めてまいりたいと存じます。

次に、国の支援に基づくこれまでの本市の対応についてのお尋ねであります。まず寒冷地での生活困窮者に対する灯油購入費等の助成についてであります。平成19年度は福祉灯油事業として社会福祉協議会が決定した歳末助け合い慰問金支給対象者の要保護世帯99世帯に対し1世帯当たり200リットル、生活保護世帯は144世帯に対し80リットルを支給し、これに土別灯油部会から寄贈のあった3,000リットルについて1世帯当たり12リットルをそれぞれ加算して支給したところであります。

社会福祉施設につきましては、養護老人ホームを初めとする市直営の社会福祉施設は現行予算の中で対応したところでありますが、認可外保育所は本市の運営費補助基準に基づき、ストーブ1台当たりの使用量を1,000リッターとして、冬期間の実勢価格を乗じた額の3分の1を助成したところであります。また、僻地保育所につきましては、年度末における委託料精算の中で燃料費高騰分を加算するとする対応をいたしたものであります。

次に、地方バス路線の維持対策についてであります。国の対策では、地域住民の通学、通院等の生活に必要な広域的、幹線的な機能を有する路線を維持確保するため、当該路線の運行によって生じた欠損や運行に必要な車両購入等に対する補助並びに燃費のよい新型車両の更新に要する費用への支援措置が講じられたところであります。

本市においては、車両の更新などの実績はなかったところでありますが、広域幹線路線の維持確保支援として道北バスの名寄線が該当し、運行経費の一部が国の補助によって補てんされる見込みであります。また、土別軌道が運行する廃止代替路線については、市の委託により運行し、営業収支の不足分を委託料として支払っておりますので、事業者としての燃料費高騰の影響はないものであります。

また、農業者、商工業者への支援であります。市の補助金といった形での支援策は講じな

かったところでありますが、農業については国の緊急対策に基づく省エネ型農業機械の導入などの支援事業について、その活用を図るべく農業者を対象に説明会を開催したところであります。また、商工業につきましては、経済環境の変化に伴い、融資を受けることのできる経営環境変化資金について、商工会議所の中小企業相談窓口を通じ、事業所に対し啓発を図ったところであります。

次に、今後の需要期を迎えての本市の対応についてであります。

平成17年度から実施しております福祉灯油支給事業につきましては、現在、市議会に福祉灯油実施に関する陳情書が提出されており、今定例議会におきまして民生福祉常任委員会に付託をされておりますが、その審議経過などを踏まえて具体的な実施の内容について検討をしてまいりますのでございます。

農業、商工業につきましては、本年6月の国の緊急対策の中で中小企業の経営環境変化資金の融資枠が拡大されたほか、安心・安全のための緊急総合対策において、農業機械設備の導入、土づくり対策、更には融資制度など新たな支援策が講じられることから、農協、商工会議所等の団体とも十分協議をし、これら対策の活用については周知を図るとともに、事業実施に当たっては相談指導体制を充実し、農業者、商工業者の経営安定に努めてまいりたいと存じます。

また、北海道においても今定例道議会で17億5,000万円の原油高騰対策が提案され、福祉灯油助成の拡大、中小企業対策としての低利融資制度が創設される見込みでありますので、詳細決定後、これらの対応について十分検討いたしてまいりたいと存じます。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君）（登壇） 私から土別霊園内の公衆用トイレの設置についてお答えをいたします。

土別霊園につきましては、故人をしのび、ひとときを過ごすことのできる安らぎの場であり、緑に囲まれた閑静な場所としての墓園を提供することが現段階におけるコンセプトの一つとして考えておきまして、特にお彼岸やお盆の時期には多くの市民が訪れる場として知られているところであります。

霊園内のトイレにつきましては、管理棟内のトイレと霊園中央部に男女別のトイレが2カ所設置されております。これまでも霊園内における環境整備は、周回道路、あずまや、給水場等を計画的に実施いたしておりますが、既設の霊園内トイレにつきましては霊園全体の景観から見て違和感があるのも事実であります。また、参拝者からのトイレの設置に対する建設要望があることは承知いたしておりますが、本格的な公衆用トイレとなりますと多額の予算も必要となりますことから、将来の課題として認識いたしているところであります。

したがいまして、今後におきましては、簡易トイレの増設とあわせて園内施設案内看板を設置するなど、参拝者にできるだけ御不便をかけないような配慮をしてみたいと考えております。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） 私から公営住宅の玄関段差などの改修整備についての御質問にお答えいたします。

最初に、団地の築年数、高齢化率及び住宅料の減免対象者数についてのお尋ねがありました。

西栄団地につきましては、築年数が32年の7棟28戸の団地であり、入居者総数49人のうち65歳以上の高齢者は17人で、その率は35%となっております。また、入居戸数28戸のうち減免を受けている世帯は2戸で、その率は7%であります。

次に、西団地につきましては、築年数が40年から36年の16棟64戸の団地であり、入居者総数90人のうち65歳以上は37人で、その率は41%となっております。また、入居戸数63戸のうち減免を受けている世帯は5戸で、その率は8%であります。

次に、あけぼの団地につきましては、築年数が42年の2棟8戸の母子住宅と築年数が19年の1棟8戸の一般住宅の団地であり、入居者総数21人のうち65歳以上は11人で、その率は52%となっております。また、入居戸数16戸のうち減免を受けている世帯は2戸であり、その率は13%であります。

次に、入居者のしおりの記載内容のうち、特に修繕についての扱いに対するお尋ねであります。しおりに記載の市が行うものと入居者が行うもの内容につきましては、市営住宅すべての住戸に適用しているところでありますが、入居者が負担していただく修繕であっても構造上の原因で補修が必要となるような場合は市が負担することもありますし、市が行うべき部分でも原因が入居者の責任と思われる場合は入居者負担となることがあります。また、玄関ドアや錠前の取りかえなどは、入居者が故意に破損したような場合を除き原則市が修繕を行っているところであります。

次に、玄関等の段差についての御質問であります。お話のとおり地面から玄関までの段差が高くなっており、場所によっては50センチメートルを超すと思われる箇所も見受けられます。

これらの団地は昭和40年から50年にかけて建てられたもので、屋根からの落雪が玄関先にたまる形状となっており、建設時から玄関の上がり口は地面から高い位置になっていたことに加え、一部地盤が下がった箇所もあり、こうした段差が生じたものと考えております。段差の解消として、市による砂利敷きや平板コンクリート設置のほか、入居者個人により整備をいただいている実態がございます。

高齢者が居住する住宅を対象に玄関上がり口にコンクリート階段や手すりの設置をとのことでございますが、昨年度策定いたしました公営住宅ストック総合活用計画におきましては、西団地と西栄団地は建てかえの位置づけであり、あけぼの団地の母子住宅につきましては、その活用方針を用途廃止といたしておりますことから、大がかりな改修については困難であると考えております。

しかし、著しい段差があり危険と思われる箇所などにつきましては、実態を把握の上、砂利

敷きやコンクリート平板の設置など補修を実施してまいりたいと考えております。

次に、西栄団地の基礎部分についての御指摘がございました。

当該団地は比較的軟弱な土地での建設であるため、基礎工事に木ぐいを採用し施工しているところであり、周囲の地盤が一部下がったことにより基礎部分が露出したものと思われまので、現地調査の上、砂利の補充などの措置を講じてまいりたいと存じます。

また、木ぐいを施工しておりますことから、建物構造への影響は少ないものと思われまますが、今後においても点検等を実施し、安全確認に努めてまいります。

次に、老朽化した住宅の調査点検及び補修計画などについてのお尋ねがありました。

屋根の塗装やふきかえにつきましては、築後15年あるいは25年とそれぞれの期間を定め計画的に補修を行っているほか、屋外環境整備事業としての通路の簡易舗装など整備に努めているところであり、退去時におきましては、畳の補修や室内塗装を実施しているほか、市営住宅入居者のしおりで明らかにされております市で負担すべき補修につきましては、今後においても極力入居者の要望にこたえるよう努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げ答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 教育行政にかかわっての御質問につきましては、私から御答弁を申し上げます。

初めに、昨年度に引き続き実施された全国学力・学習状況調査、いわゆる学力テストにかかわって幾つかのお尋ねがございました。

昨年度に実施された学力テストの結果を踏まえ、学校における学習改善や学力向上にどのように役立てたのか、また、2回目となりました今回の学力テストの結果を受けて、これまでの取り組みがどのように反映されているのかとお尋ねであります。

まず、昨年度の学力テストにつきましては、その結果等の分析を加え、日常の学習指導と効果的な取り組みや課題を明らかにして、改善策を明示した学校改善プランを各学校ごとに作成し、子供たちの学力向上に向けて取り組んでいるところであります。

具体的には文章の読解力が低い傾向があったことから、国語、算数の応用力向上に向け、基礎基本を理解する力を養う指導方法の工夫や授業改善を図ったほか、家庭における学習時間についても復習中心に、教師指導型の傾向を見直し、自主的な予習の指導支援に取り組むなど、学習改善や学力向上に当たっているところであります。

こうした学校改善プランの実施により、今回の学力テストの結果にどう反映されたのかとお尋ねですが、北海道教育委員会から先月末日に集計データの報告がありましたが、私ども市教育委員会としての分析作業をまだ終えておりませんので、お答え申し上げられないことを御理解願います。

そこで、この全国一斉学力テストに対する考え方についてのお尋ねであります。

申し上げるまでもなく、学力テストの実施は平成15年に経済協力開発機構が行った国際学習

到達度調査で読解力や文章表現力の低下が明らかになったことなどを受けて実施が決まったもので、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上のため、児童・生徒の学力・学習状況を把握・分析することによりまして、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、各教育委員会や学校が全国的な状況等との関係において、みずからの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図っていこうとすることが大きな目的であります。

学力テストの実施に関して、私はこうした趣旨からその意義を認めるものでありますが、この学力テストによって測定できるのは児童・生徒の学力の特定の一分野でもあり、学校における教育活動の一側面に過ぎないことを踏まえ、学校の序列化や過度な競争意識をおおることのないように十分取り扱いには配慮しなければならないものと考えます。

教育委員会といたしましては、各学校と連携を十分図りながら、児童・生徒の学力・学習状況等課題の把握検証に努め、適切な教育活動の充実・発展のため積極的に活用してまいりたいと考えております。

次に、本年3月に告示された新学習指導要領に対する考え方についてのお尋ねがございました。

学習指導要領の改訂に当たっては、さきの中央教育審議会の答申を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の習得、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、更には学習意欲という学力向上を重点とする義務教育の目標が明示されたところであります。

具体的には、改正教育基本法等で明確化された教育の理念を踏まえた生きる力の育成、知識・技能の習得と思考力・判断力等育成のバランスの重視、加えて道徳教育や体育などの充実による豊かな心や健やかな体の育成が挙げられ、この要綱への対応として平成21年度から可能なものは先行して実施し、小学校は23年度、中学校は24年度から完全実施されることとなります。

こうしたことから、教育委員会といたしましては、この新学習指導要領の趣旨、今後目指される基本方向、現行での要綱内容との比較を踏まえ、地域や各学校の実態及び児童・生徒の心身の発達や特性を考慮し、先行実施の内容も含め移行措置を織り込んだ教育計画をどのように構想し、授業の体制整備とあわせ適切な教育課程を編成することが、大きな課題となっているところであります。

私は、今日の多様化した変化の激しい社会の中で、子供たち一人一人が個性を十分に発揮し、伸び伸びと学習できる教育環境の整備が何よりも必要であると考えております。それだけに、ゆとりある教育活動を展開する中で、学習の過程に十分目を配り、みずから学び、みずから考える力の育成を主眼として、学校は無論のこと家庭や地域との連携体制の充実を図り、生きる力を育てる学校づくりに取り組んでまいり所存であります。

最後に、教育振興基本計画についてのお尋ねがございました。この計画は、平成18年に60年ぶりに改正された教育基本法により国に策定が義務づけられ、今後、地方自治体においても国の計画を参考に地方の実情に応じて策定することとされたところであります。国の計画の内容

は、今後10年間で世界トップの学力水準とすることや子供の体力向上では今後5年間で昭和60年ごろの体力水準への回復を目指すことなど、今日の教育を取り巻くさまざまな状況の変化を踏まえ、我が国の教育の目指すべき姿を国民に明示するとともに、その実現に向けた具体的な教育振興の道筋を示したものと理解しております。

しかしながら、御指摘がありましたように、この基本計画における目指すべき教育の姿の項目では、義務教育終了までにすべての子供に自立して社会で生きていく基礎を育てる。また、社会を支え発展させるとともに国際社会をリードする人材を育てるといった文言が列挙されていますが、現状における教育施策の延長で目新しいものがないばかりか、人的・予算的な裏づけに欠けるとの一部教育会からの疑問の声があることも承知いたしているところであります。

私といたしましては、この国の基本計画の策定に当たって先般発表された文部科学大臣のメッセージにおいて、財源を確保し教育投資を確保していくことが必要との基本的な考え方が示されたことから、今後の国の動向を十分注視してまいりたいと考えております。

また、あくまでもこの計画自体が我が国における教育立国に道筋をつける優先政策課題として示したものであるとの認識でありまして、この計画の根底に国による教育の支配や教育の国家統制などの意図が働いているとは考えておりませんし、もし仮にそうした意図があるとすれば、地方教育行政の独自性を著しく損なうこととなり、遺憾と言わざるを得ないものと考えます。

こうしたことから、私は本市における教育行政を推進する立場からも、教育、文化、スポーツ等に関して、施策の立案や実施におけるプロセスの透明性の確保に資するためにも、現下の実情を踏まえて創意工夫を凝らした教育の総合的な振興計画の策定に向けた取り組みを検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 13番 谷口隆徳議員。

13番（谷口隆徳君）（登壇） 第3回定例会に当たり、通告に従い一般質問をいたします。

まず、学校の統廃合による旧校舎について、現状管理の状況及び利活用状況についてお尋ねをいたします。

さきに粥川議員からも質問がありましたので重複を避けたいと思いますが、重複の場合は御容赦をいただきたいと思います。

現在、土別市には統廃合による旧校舎の跡は、温根別北温小学校跡、白山小学校跡、兼内小学校跡、茂志利小学校跡、三栄小学校跡、壬子小学校跡、登和里小学校跡があります。これら学校跡は公民館分館施設などとしての利用計画がなされて、地域住民の運動や学習の拠点として、また、それぞれの地域性を生かした活用方法を取り入れながら、地域住民はもとより流動人口を増加させるための体験学習等の自然体験や野外活動の場の構築、更には観光ルートの拠点としての機能を持たせることなど利活用されるとなっておりますが、それぞれの利用計画に基づいての現在の利活用の現状はどうか、お尋ねをいたします。

まず1つ、公民館分館としての役割及び生涯学習の拠点となる施設としての機能が十分に担えているのか。2つ、体験交流学习などの自然体験、野外活動や地域行事などの参加状況はどうか。また、交流人口の増加が見込まれたのか。3つ、旧校舎の利活用基本計画に基づいた利用がなされているのか。4つ、学校施設は使用年数が45年ないし60年とされていると聞いておりますが、老朽化などにより危険な状態になっていないか。また、利用についての費用対効果についてはどうなのか。まず4点について、利活用の現状についてお伺いいたします。

さきに申し上げましたように旧校舎の利用については、統廃合時の利用計画などによって地域住民が積極的に旧校舎建物を運動や学習の場として利用すること、また、公民館的活動拠点としての意義を持ったものとして計画されてきたものであります。

この計画に基づいた地域住民の積極的な活動を市としても支援し、大いに奨励しなければなりません。しかし、一方では利活用されないまま資料集積場所、いわゆる倉庫同然としての機能しか果たしていない状況のところもあると聞いております。建物の老朽化が進み、修理補修をしてまで残すことについての意義があるのか。また、資料の内容点検を行うなど、重複して保管されていないか、不必要なものはないかなど再度内容調査をして、管理体制をしっかりとっていかなければなりません。

そこで、必要のないものは早急に整理し、廃棄するなどの処置を講じていかなければならないと考えますが、今後の見通し及び対応についてお伺いをいたします。

旧校舎の利活用については、校舎活用及び観光事業の推進について、2005年の第2回定例会において、地域振興策の一つとして旧教育施設を体験型や一時滞在型の観光ルート開発のために再活用をという趣旨で質問いたしました。市長は、旧教育施設は町と町とを結ぶ中間点や自然に恵まれたのどかな山村地域に位置する場合がほとんどであり、その点においてサブ的な立地条件にある施設を利用することは大切である。今後、知恵と工夫によって新たな観光の動線づくりが必要であり、旧教育施設も含め遊休施設の活用も多いに検討していき、見て、食べて、体験することのできる滞在型・体験型観光ルートの創造に努めていくと答弁されました。

また、2008年3月の予算審査特別委員会においても、観光交流事業において各地区の資源を有機的・効果的に結びつけて、広域的な観光ルートの発掘に努めるとのお考えをお答えいただきました。特に兼内小学校跡の旧校舎に小池氏の版画などを収蔵して展示するなど、観光ルートの開発の案もありました。また、本年、上士別地区のほたるの里も整備され、夜空をたくさんの蛍が乱舞するすばらしい自然地域もあり、更には岩尾内湖等の自然豊かな地域もあります。士別・朝日ルートは、まさに旧校舎の利活用を進めることにより町と町とを結ぶ中間点としての機能が発揮され、これら施設を十分に生かす施策が望まれますが、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

次に、市が管理している公共墓地の管理状況と今後の公共墓地の考え方についてお伺いをいたします。

市が管理している公共墓地は現在市内に20カ所あり、それぞれ地域に所在し、個人及び自治

会などに委託して管理されておりますが、山間地の墓地においては、過疎現象の進行などとともに墓石の設置数の減少や個人管理が行き届かない墓所が増加、また、転居により空き地が目立ってきている現状であります。更に管理状況により、草刈りや清掃など周辺整備のできているところと、また、できていないところがあるように見受けられます。

市の公共墓地を一律同様に維持管理することは無理があるかとは思いますが、公共墓地の管理及び周辺整備について、これら20カ所の公共墓地の維持管理について市がどのように委託者に対してお願いしているのか、まずお伺いをいたします。

今後、東山墓地を初めとして移転などを利用者に理解を得ながら進め、統廃合に向けて勧奨する積極的な施策の推進が必要と思われるし、墓所利用者が高齢者または遠隔地に居住するなど管理できずに放置されている状況もあるのではないかと思います。墓所利用者の把握及び台帳整備はなされているのか、また、整理統合などを積極的に進めていくのか、その点についてもお尋ねいたします。

今後の継続しての整備については、市の経済的な負担も考えられると思いますので、現地調査をしっかりと行って公共墓地のあり方、方向性を見出すべきだと思いますが、今後どのように取り組んでいかれるのか。先祖が代々大切にしてきた場所でもありますし、神聖なところでもあります。そのことを踏まえて考え方をお伺いいたします。

次に、旧朝日町の火葬場についてであります。

この火葬場は、天塩川清流苑の建設により、使用期間を5年間として、本年3月末で使用期限が終了し、廃止となりました。そこで、この建物を今後どのように取り壊していくのか。また、更に跡地についての考え方をお伺いいたします。

この火葬場は朝日墓地の入り口に位置し、長く旧朝日町の火葬場として使用されてきました。また、近くには町内有志が建立した六地蔵も安置されておりますし、残骨処理をする場所も火葬場裏にあります。いずれにいたしましても建物撤去が計画されておりますが、この跡地は長く火葬場として使用されてきたことでもあり、市が周辺の農地に迷惑をかけないようにしっかり管理するとともに、礼拝できる場所としての機能を持たせた小公園化を行い、周辺整備をしていくことが望ましいと考えますが、今後、跡地の整備などについての考え方をお伺いいたし、一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田菺子市長。

市長（田菺子 進君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答えをいたしますが、最初に私から、今お話がありました共同墓地の管理状況と旧朝日町の火葬場について答弁を申し上げますが、統廃合による旧校舎等の利用状況、利活用につきましては、含めて教育委員会のほうから答弁をしていただくことにいたします。

まず、市が管理する共同墓地は、土別霊園のほかに土別市共同墓地条例に規定をしております東山墓地、下土別、中土別、武徳、川西、西土別各1カ所、上土別に5カ所、多寄に2カ所、温根別に3カ所、朝日地区に4カ所の計20カ所であります。

これら共同墓地の管理につきましては、土別霊園と東山墓地及び朝日墓地を除いては、それぞれ地元の自治会の協力を得ながら、墓主の方々が中心となって、お盆やお彼岸の時期に清掃等の環境整備を行っていただいておりますが、議員のお話にもありましたように一部山間地域に所在する共同墓地につきましては、市外への転居等によって墓石の設置数の減少や墓地利用者の高齢化等によって、維持管理につきましては草刈り等の周辺整備が行き届かない面があることも事実であります。

市といたしましては、地域共同墓地の環境整備として除草剤等の購入助成を行っているほか、平成14年度には下土別墓地で台風による大木が倒壊した際、また、平成19年度には上土別川南墓地内の倒木と倒壊のおそれのある立木等については、撤去作業、伐採等を行っているわけがあります。また、各共同墓地の整備につきましても、地元自治会等が事業主体となって昭和57年に多寄墓地内の舗装工事、58年には武徳墓地内の水道施設工事、60年には兼内墓地内の参道整備工事を実施しているところであり、平成19年度におきましても市民協働のまちづくり推進事業によって武徳墓地内の草刈り等の環境整備を実施しており、今後におきましても地域の主体的な活動を支援してまいりたいと考えております。

次に、墓所利用者の把握と台帳整備についてお尋ねがありました。

一部地域の共同墓地においては、台帳及び配置図等が整備されていないことから、早急に現地調査を実施し、地域の協力を得るなど、可能な限りの台帳等の整備に努めてまいりたいと考えております。

また、墓地の統廃合、更には今後の公共墓地のあり方や方向性につきましては、その地に根差してきた先人の労苦を知り得る貴重な場所でもありますことから、これら地域の現状を十分踏まえて、地域の方々や墓主の方からの意向などを聞く中で慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、旧朝日町火葬場の解体並びに跡地の利用については、土別市総合計画の後期事業計画におきまして平成28年度に解体予定となっているところであり、また、解体後の跡地利用につきましては、周辺との立地環境も考慮をして当地にふさわしい整備を検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 辻教育部長。

教育部長（辻 正信君）（登壇） 私から統廃合による旧校舎の利活用についてお答え申し上げます。

最初に、旧校舎が公民館分館としての役割及び生涯学習の拠点となる施設としての機能を十分に担えているのかとの御質問ですが、教育委員会が公民館分館として活用いたしております旧校舎は、温根別の北温小学校、白山小学校、上土別の兼内小学校、朝日の三栄小学校の4カ所ありますので、この4分館について御答弁申し上げます。

旧校舎を公民館分館として活用するに当たり、校舎により一部違いはありますが、地域住民

の要望を踏まえながら分館の学習活動や軽スポーツ、各種集会等の目的で教室や職員室、料理室、体育館を中心に利用していただいております。また、北温小学校と兼内小学校につきましては、地元の歴史的資料である開拓当時の半鐘や柱時計などの生活用品や馬そりや脱穀機などの農機具等を空き教室を利用して収蔵いたしております。

次に、地域行事の参加状況につきましては、地域における世帯数に違いはありますが、平成19年度の利用実績で申しますと、温根別北温分館では子供会、七夕集会、収穫祭、ミニバレーなどの利用を中心に10件、194名の利用となっており、温根別白山分館では軽スポーツ、そば打ち講習、料理教室、舞踊など9件、270名の利用、上士別兼内分館では民謡、舞踊、老人クラブ、柔道、剣道の少年団、ミニバレーなど333件、3,753名の利用、朝日三栄分館では老人会、健康づくり教室、収穫祭、ゲートボールなどの23件、243名の利用となっているところでございます。

また、他の教育機関で廃校となった地域の素材を活用し、体験事業を実施することはありますが、体験交流学習などでの分館活用の実績はなく、交流人口の増加につながる事業は実施されていないのが現状でございます。

次に、利活用基本計画に基づいた利用がなされているのかとの質問であります。廃校に伴う手続といたしまして、学校ごとに利活用基本計画を立てて文部科学省に用途変更届を提出いたし、廃校とした建物を地域の行事や文化、スポーツの各種学習活動の拠点となる施設としてとらえ、生涯学習施設の拠点となる施設とする。あるいは、地域の活性化に寄与する施設とするなどの基本方針を掲げて活用してきたところでありますが、地域実態といたしまして離農による戸数の減少、高齢化、核家族化により児童数が減少した結果、廃校となったものであり、使用状況も地域住民の利用がほとんどであることから、交流人口の増加や宿泊施設としての活用の面では成果が見られないのが実態でございます。

次に、建物の現況についてであります。現在、公民館分館として利用しております旧校舎につきましては、地区公民館職員の定期的な安全確認や分館長、分館主事の通常の管理に際して、安全について確認をし、平成19年度の兼内分館屋根塗装、今年度における北温分館と白山分館の屋根塗装など、ふぐあいに対しては適宜各地区公民館が修理等の対応をいたしており、現時点では特に危険な状態ではないと認識をいたしております。

次に、費用対効果につきましては、19年度の実績では、光熱費、報償費、事業費、維持管理費の合計で、北温分館が69万円、白山分館が88万円、兼内分館が81万円、三栄分館が59万円となっており、利用件数と利用者数から判断いたしますと、地域の世帯数や利用目的などによりばらつきはありますが、利用者数の多い兼内分館を筆頭に各分館とも地域における社会教育施設・機関として活用されていると判断をいたしております。

次に、資料集積場所としての機能しか果たしていないのではないかと御指摘がございましたが、現在、まなべー内の朝日町郷土資料室の郷土資料及び博物館資料の農機具等を北温分館、兼内分館、旧茂志利小学校の3カ所で収蔵保管いたしており、これらの資料の管理に関しまし

ては、議員も御指摘のとおり、今後でき得る限り重複している資料の整理点検を行い、適正な管理に努めてまいります。

また、廃校といたしました7校の体育館につきましては、すべての施設で活用がされていることもありまして、今後とも地域のスポーツ活動、レクリエーション活動に活用されるよう維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光ルート開発のための手段としての旧兼内小学校の活用についてのお話がありました。

士別と朝日の中間点に位置する旧兼内小学校については、版画家である小池暢子さんからの御提言もあり、版画の収蔵庫あるいは簡易な展示館としての活用について日本美術家連盟とも協議をいたしてまいりました。連盟には本市の各種資料を送付し、自治体としての構想を示させていただいたところであり、連盟としても地域活性化の観点から前向きに検討され、一定の理解を示していただきましたが、作品の管理、作者の合意形成、更には地域における施設の管理体制などの課題があり、今後の検討課題とすることとなった次第であります。

近年は旧教育施設の活用が各地で積極的に取り込まれ、特に体験型の観光施設として活用されるケースも増えてきており、自然体験型の施設と有機的に連携することで観光ルートの開発にもつながる一面を持っておりますことから、今後におきましては、これらの活用を視野に入れていく必要があるものと考えているところでございます。

以上を持ちまして答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 5番 丹 正臣議員。

5番（丹 正臣君）（登壇） 通告に従いまして、私の意見を述べ、理事者側の対応、対策を求めるものであります。

まず初めに、制限付一般競争入札についてであります。

この件については、6月の定例会において、市の大型公共事業であります北部団地E棟建替工事について、今年から始めた制限付一般競争入札で市内の業者が入札に参加し、落札し、締結。その後2年の計画の中で現在工事が進んでおります。この件について、地元の業者に配慮もしたし、また、市民の雇用の拡大の場、更には現下の厳しい社会情勢の中での大きな経済効果をもたらすものだということで、私は賛成をする一人でございます。

今までの大型公共事業の工事の進みぐあいを見れば、市内の業者がおおむね共同企業体を形成し、その中でグループを形成し、その道の単価をもって工事の総予算を市の予算等々と照らし合わせながら元請が、更には仕事の中身によって地元の中小企業の関連の子会社に下請させて工事が進むというのが通例の進み方でございます。その中であって、元請から下請の業者の割合が高ければ高いほど雇用の拡大、先ほど言いましたように市内の経済効果が高まり、広がりがよくなることだというふうに私は認識をしておる次第でございます。

しかしながら、公共事業の激減の中で、元請の単価計算が御案内のとおり道の単価計算ということになっておりまして、下請の業者に競争力がない場合、他管内にその仕事が回っていく

ということも聞いております。ここ数年、土別では、去年は糸魚小学校、そして、その前は土別中学校というように大きな事業が組まれているわけでありますけれども、大手の元請が下請の仕事、どれぐらいの割合で使っているのかをわかればお知らせをいただきたい。これがまず第1点でございます。

そしてまた、先ほど言いましたように今年から始まった制限付一般競争入札については、この事業に参加する市内の業者が増えて、やっぱりこういう制度はよかったわ。そういうことになれば、私はいいことだと思いますし、それが定着すればということに希望を持っている次第でございます。

そのためには、先ほどから言っているとおり、設計単価が今、どの設計単価も道の基準単価を使っているものですから、競争力の低い業者が高値に流れるという事例もありますので、私は、行政としてどこまで介入できるかどうかはわかりませんが、やっぱり元請業者に対する指導助言というのをしなければ地元の企業が生き残れないしですね、経営の悪化が懸念される、そういう心配をしている次第でございます。

また、国の開発予算で、先ほどから言われているとおり、上土別の国営農地再編整備事業がほぼ土別に来たらう。その事業規模は、聞けば先ほどから言われているとおり150億円を超すというビッグプロジェクトになっております。そんな中で、私はこの事業にあっても、土別で今年から採用した制限付きの形の中で地元業者がとれるような、そんなようなことをこれから国に対して運動展開をしていただきたいと、そう思っている次第でございます。

更に、現在、名寄まで高速道路が進もうとしております。これについても私は、地元業者が何らかの形で事業参加ができるような、そんな仕組みをこれから考えなければならない。

聞けば、この事業に当たっても、国の事業ですから、なかなか地元の大手企業が参加しても、採算が合わないということで取りやめになるような事例も聞いておりますけれども、やっぱり行政、市長といたしましては、何とか地元企業を育てるという視点に立って、先ほどから言っているように運動を展開し進めるべきだというふうに私は思っているところでございます。

次に、2番目の問題として、原油高による市内の各業界における影響度合いはどうなっているのか。

特に私は農業者でございますから、農業者の立場から原油高について、現場の声をやっぱりしっかり届けるのも私たちの仕事でございますので、支援に対する行政の考え方を聞くところでございます。

原油、穀物市場の高騰により、先ほどから言われているとおり肥料費、飼料費、動力光熱費、生産資材費がかつてないほど上昇をしておりますし、まだこれからも上がるという現況下の中にあって、私たち農業者は来年度の営農計画すら思う存分立てられないというような状況になっております。

J Aグループの試算では、18年度の対比で10ヘクタールから15ヘクタールの農家で肥料費は202万円アップされると試算されております。また、飼料費については、これは酪農家なんで

すけれども、輸入製品が多いということで、48ヘクタールの酪農家で414万円アップとされており。基幹産業が農業である我が土別市においても、これはそう大差はないと思うのでありますけれども、一番心配するのは、昨年度の品目横断的経営安定対策等々もあって農家が浮き足立っている中であって、更に今回の原油高のアップで、担い手が見切りをつけて、もう農業をやめた、そんなような状況になるのが一番心配するところであります。

また、先般、決裂いたしましたWTO農業交渉につきましても、最悪の事態は当面回避されたけれども、状況変化、悪いように動くことについての立場は何ら変わっていないのであります。

また、JAグループは先月21日、札幌でオール北海道の全道農業危機突破集会を開き、道民とともに北海道の農業はどうあるべきかということについての意見集約をいたしましたし、また、現在進めておりますそれらの運動の一つのあらわれとして、100万人署名運動も今現在展開中であります。原油価格高騰をどうとめるのか。国民、各業界と広く運動の輪を広げて連携をしながら、農業経営及び生活の危機突破を図る運動だということで、私もこの運動の成り行きを注目深く見詰めている一人でございますし、また、JAといたしましては、この原油高によって生じる影響を最小限に食いとめるために、まだ農協としては協議中でありますけれども、肥料だとか飼料に対する対策を現在協議しております。

御案内のとおり北ひびき農協、1市2町が合併して現在5年目に入っておりますけれども、農協と行政が連絡協調をしながらですね、共通政策を持ちながら農業者の立場を理解していただければ、これはまたありがたいと思いますし、そんな中で我が土別市において、この原油高問題に対する市内の農業者の現状をどのように把握しているのか。例えば、小さな業態別に分けて数字があれば示していただきたいと思いますし、これから冬にかけて、先ほどもあったとおり生活灯油の値段がこれまた上がるような予想もされておりますので、各界各層における対策が急務となっておりますけれども、その対策、対応はどうなっているのかお尋ねをし、私の質問を終わりたいと思います。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 丹議員の御質問にお答えを申し上げますが、最初に私から、この原油高による市内経済における対策についていろいろと答弁をさせていただきますが、制限付一般競争入札につきましては、かなり専門性を要する立場で答弁をしなければ御理解をいただけない面がありますので、そのように急遽、今、変更いたしました。

昨今の異常な農業生産資材の高騰というのは、御案内のように農家所得の減少につながり、農家経営そのものを圧迫するものでありますことから、農業、農村の存続を根底から揺るがしかねない極めて厳しい状況となっておりますことは、私どもも十分そのことについては農協当局に負けないぐらい、ふだん気をもんでおるところでございます。

この要因といたしましては、原油取引市場における投機マネーの存在やバイオ燃料ブームに加えて、人口の増加を背景として世界的に穀物の増産が行われた中で、アメリカ、中国、イン

ドなどが肥料の主原料であります燐やカリウムを大量に買いつけるということにあると言われておりまして、そのほとんどを輸入に頼っている我が国は、国際相場急騰の波をまともに今受けているというのが現実でありまして、この解決を待つということにつきましては、かなり根深いものがありますことに頭を痛めているわけでありまして。

このような状況の中で、市内農業者の現状をどんなふう認識をしているのかというお尋ねであります。今回の相次ぐ資材の値上がりというのは、農家の経費節減でこれを吸収できる範疇はもうはるかに私は超えているものだと。特に農業生産になくはならない肥料は6割も実はアップをしている中で、農畜産物価格がこれに反して低迷をしているという状況から、本市のような規模の大きな専業農家の多い地域におきましては、生産意欲に支障を来しかねない極めて大きな打撃を受けているものと認識をしております。

そこで市といたしましては、当面は国などに対して、生産者の悲痛な思いを強くやっぱり訴えていかなきゃならないと、石油製品や肥料などの生産資材価格の抑制や生産コストに見合う価格の転嫁対策を要請してきたところではありますが、更に生産費の低減に向けては、過剰施肥の見直しによる肥料代の削減のために、例えば窒素であるとか、燐酸、カリウムの不必要な成分の構成比を抑えた低価格肥料の製造などについて、関係機関との連携によって製造元に働きかけをするなど、このピンチをばねにして生産コストの更なる抑制にこの機会に努めていかなければならない、そんなふう思っております。

また、こうした状況下での中小企業への支援についてでもありますが、中小企業におきましても、石油原材料等価格の高騰というのは生産費に大きくこれを押し上げることになり、業種全般にわたって安定経営に大きな影響を及ぼしております。こうしたことから、この対応策として、生産費高騰などの急激な経済社会環境の変化などを乗り越えるためにも、融資を行う、あるいは低利な市特別融資緊急経営安定資金や中小企業運転資金、更には国・道などの各種制度資金の活用促進について、市広報紙等を通じて啓発を図ってきたところであり、これからも引き続き対応するとともに、商工会議所あるいは商工会が実施をしております経営金融などの相談指導窓口としての中小企業相談事業への支援に一層努めてまいらなければならないと考えます。

今後におきましては、間もなく国におきまして農業や中小企業の健全な経営を後押しする総合経済対策が打ち出されるところではありますが、その動向をも注視をして、本対策の活用が有効的に図られるように農業協同組合を初めとする各経済団体との一層の連携をして、この対応に当たってまいりたいと存じますので、特に士別農協の副組合長を務めております丹さんの一方ならぬお力添えを特にお願ひして、私の答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から制限付一般競争入札についてお答え申し上げます。

まず、市発注工事の下請の状況であります。過去3年間の入札工事について申し上げます。平成17年度では、下請件数143件で発注額は4億4,263万4,000円、そのうち地元業者は92件、

1億6,793万1,000円で、地元への発注の割合は件数で64.3%、金額で37.9%となっております。

以下、平成18年度では下請件数176件、発注額8,872万8,000円に対し、地元業者は83件、3,799万6,000円で、その割合は件数で47.2%、金額で42%、平成19年度では下請件数108件、発注額1億7,533万1,000円に対し、地元業者51件、7,563万8,000円で、発注割合は件数で47.2%、金額で43.1%となっております。

これら発注のうち上下水道管の推進工事、電気計装工事及び鉄骨、型枠工事等のように特殊な技術や機械を要し、地元業者で対応できない場合は、市外業者下請となっている状況にあります。市といたしましても市内の建設業界の現状に最大限配慮し、市外業者を下請負人に選定する場合は、ケースによっては理由書の提出を願うほか、工事の一部を下請負に付す場合には、適正な工期及び工程、合理的な下請代金を設定すること、前払い金受領の場合は、下請業者に対しても必要な経費を現金で前払いすること、更には不当に低い請負代金、指し値発注、赤伝処理などの不適正な元請下請関係になることのないよう具体的に項目を掲げ、登録業者に対し要請、指導をいたしているところであり、今後とも地元企業の技術向上を促進するとともに発注の確保に配慮してまいりたいと考えております。

また、工事費積算に用いる単価であります。原則として道単価を用いており、道単価に設定されていないものについては、建設物価等の刊行物や見積もりにより単価決定しているところであります。

ただ、今年のように資材高騰等の特殊な事情があるときは、道単価と市況単価が大きく乖離するといったことも生じておりますので、今後の発注においては、北海道とも協議する中で一部市況単価の採用についても検討してまいりたいと存じます。

次に、上土別国営農地再編整備事業及び高速道路建設事業に係る地元発注の要請であります。牧野議員にもお答えしましたように、現在の状況では国の工事発注は北海道地域を限定した一般競争入札になると考えられ、上川管内に限った業者の限定あるいは土別の業者を指名発注するといった要請は難しい状況にあります。

しかし、関係機関との連絡を密にし、情報をいち早く入手する中で、地元業者の参加機会の拡大に向け引き続き要請してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時40分散会）